

渋川市財政運営方針

平成30年2月
(令和8年6月更新)

総務部財政課

渋川市財政運営方針（目次）

1	基本的な考え方	1
(1)	策定の背景	
(2)	策定の目的と位置付け	
(3)	取組期間の設定	
2	本市の財政状況	2
(1)	歳入全般	
(2)	歳出全般	5
(3)	実質収支	11
(4)	単年度収支	
(5)	実質単年度収支	12
(6)	市税	13
(7)	普通交付税	14
(8)	市債残高と借入額	16
(9)	基金積立金残高	18
3	財政指標等の推移	19
(1)	財政力指数	
(2)	経常収支比率	
(3)	公債費負担比率	20
(4)	実質公債費比率	21
(5)	将来負担比率	
(6)	市民一人当たり市債残高	22
4	財務書類等による視点別財政指標	23
(1)	資産形成度	
(2)	世代間公平性	25
(3)	持続可能性(健全性)	27
(4)	効率性	28
(5)	弾力性	29
(6)	自立性	30
5	今後の財政見通し	31
(1)	財政推計(義務的経費等充当分を除いた一般財源額の見通し)	
(2)	実質公債費比率の見通し	34
(3)	将来負担比率の見通し	35
6	財政運営上の課題	36
(1)	普通交付税額の減収への対応	
(2)	一般財源額の確保と事業の見極め	
(3)	市債残高の計画的な圧縮	38
(4)	公共施設の適正配置及び更新・統廃合・長寿命化	39
7	財政運営上の目標設定	41
(1)	市債残高の圧縮	
(2)	基礎的財政収支の黒字化継続	42
(3)	減債基金の計画的な活用	43
(4)	財政調整基金残高の確保	44
(5)	公共施設の総延床面積の縮減	45
8	目標達成に向けた取組	46
(1)	自主財源の確保	
(2)	財源配分の最適化の推進	47
(3)	地方公会計を活用した財務分析の推進	48
(4)	公共施設等総合管理計画第1期実施計画の推進	49
(参考)	財政用語の解説	50

図表目次

表 1	歳入の推移(金額)	2
図 1	歳入の推移(金額)	
表 2	歳入の推移(比率)	3
図 2-1	歳入の推移(比率)	
図 2-2	歳入科目別構成比率の類似団体平均との比較	4
表 3	歳出の推移(目的別:金額)	5
図 3	歳出の推移(目的別:金額)	
表 4	歳出の推移(目的別:比率)	6
図 4-1	歳出の推移(目的別:比率)	
図 4-2	歳出目的別構成比の類似団体平均との比較	7
表 5	歳出の推移(性質別:金額)	8
図 5	歳出の推移(性質別:金額)	
表 6	歳出の推移(性質別:比率)	9
図 6-1	歳出の推移(性質別:比率)	
図 6-2	歳出性質別構成比の類似団体平均との比較	10
図 7	実質収支の推移(一般会計)	11
図 8	単年度収支の推移(一般会計)	12
図 9	実質単年度収支の推移(一般会計)	
表 7	市税収入の推移	13
図 10	市税収入の推移	
図 11	合併算定替と一本算定のイメージ	14
表 8	合併算定替と一本算定との比較	15
図 12	普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の推移	
表 9	市債残高の推移	16
図 13	市債残高の推移	
表 10	市債借入額の推移	17
図 14	市債借入額の推移	
表 11	基金積立金残高の推移	18
図 15	基金積立金残高の推移	
図 16	財政力指数の推移	19
図 17	経常収支比率の推移	20
図 18	公債費負担比率の推移	
図 19	実質公債費比率の推移	21、34
図 20	将来負担比率の推移	22、35
図 21	市民一人当たり市債残高の推移	
表 12	市民一人当たり資産額	23
表 13	有形固定資産の行政目的別割合	24
表 14	歳入額対資産比率	
表 15	有形固定資産減価償却率	25
表 16	純資産比率	26
表 17	将来世代負担比率	
表 18	市民一人当たり負債額	27
表 19	基礎的財政収支(プライマリーバランス)	28、42
表 20	債務償還可能年数	
表 21	市民一人当たり行政コスト	29
表 22	行政コスト対公共資産比率	
表 23	行政コスト対税収等比率	30
表 24	受益者負担割合	
表 25	財政推計	31
表 26	実質公債費比率の推計	34
表 27	将来負担比率の推計	35
図 22	普通交付税額の今後の見込み	36
図 23	歳出決算に占める一般財源額の推移	37
図 24	歳出決算(主な性質別経費)に占める一般財源額	
表 28	市債残高の実績及び今後の見込み	38
図 25	市債残高の実績及び今後の見込み	
表 29	元利償還額の実績及び今後の見込み	39
図 26	元利償還額の実績及び今後の見込み	
表 30	公共施設の施設類型別保有状況	40
表 31	市債借入見込額と元金償還見込額	42

図 2 7	35 億円を超過する元利償還額の見込み	4 3
表 3 2	減債基金の積立(見込)額と取崩(見込)額	
表 3 3	財政調整基金の積立(見込)額と取崩(見込)額	4 4

渋川市財政運営方針について

「渋川市財政運営方針」は、極めて厳しくなる財政状況に適切に対応していくため、平成29年度で終了となる「渋川市財政の現状及び今後の見通しと取組」に代わり、健全で安定した財政基盤の確立を図るための指針として平成30年2月に策定をいたしました。

市町村合併から20年が経過した現在、本市の財政は大変厳しい状況にあります。

歳入面では、世界規模で蔓延した新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響は回復基調にあり、市の税収もコロナ禍前以上の水準となっていますが、依然としてリーマンショック前の120億円規模に戻るまでには至っていません。さらに、人口減少や少子高齢化の更なる進行を考慮すると、市の税収は減少することが見込まれます。

また、元利償還金の一部が普通交付税措置の対象となり、財政的に有利な条件で借入れができる合併特例事業債が令和7年度をもって終了となったことから、今後は普通交付税の減額が見込まれ、より一層新たな財源確保策への配慮が必要となります。

一方、歳出面では、新市建設計画に基づいたJR八木原駅の周辺整備などに伴う市債残高の増加により、今後、多額の元利償還金の支払いが必要となります。さらには、新庁舎整備や小中学校を含めた公共施設の再編等も控えているほか、中東情勢の緊迫化をはじめとする社会情勢の変化による新たな行政課題への対応なども求められています。

令和6年度決算では、財政の健全度を示す「実質公債費比率」及び「将来負担比率」とともに、健全な数値を維持していますが、本市の財政は予断を許さない状況に変わりはありません。今後も引き続き、財政状況の分析・検証を進めながら、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう、適宜「渋川市財政運営方針」を見直し、適切に対応していきます。

※1 ページの「1 基本的な考え方」は、策定当初の内容を記載しています。

1 基本的な考え方

(1) 策定の背景

市町村合併から12年が経過した現在、本市の財政状況は大変厳しい状況にあります。歳入面では、日本経済が緩やかな回復基調にある中で、景気の低迷等の影響で減収が続いていた市税収入は、ようやく上向きつつありますが、リーマンショック前の120億円規模に戻るまでには至っていません。また、地方交付税は、「市町村の合併の特例に関する法律」による普通交付税の特例措置（合併算定替）が平成28年度から段階的に縮小となり、32年度をもって終了します。これにより普通交付税は、29年度と比較して12.6億円もの減収となることが見込まれます。

一方、歳出面では、合併特例事業債を活用した利根川橋りょう（浅田橋）の整備や小・中学校の耐震補強工事など、新市建設計画に基づく大型事業の実施により、市債残高が大幅に増加しました。これにより、今後10年以上にわたり多額の公債費（元利償還金）の支払いが必要となります。また、超高齢社会の到来による介護、医療費等の社会保障給付費の増加や、公共施設の老朽化による維持補修費や施設改修費の増加が見込まれています。

(2) 策定の目的と位置付け

このような厳しい財政状況を乗り切るため、本市では現在「第3次渋川市行政改革大綱（平成27～31年度）」に基づき、効率的な組織機構の構築による職員数の縮減や、指定管理者制度の活用をはじめとした民間委託等の推進など、各種の取組を全庁挙げて取り組んでいます。財政運営面では、「渋川市財政の現状及び今後の見通しと取組（24～29年度）」を策定し、中長期的な視野に立ち、財政状況を分析・検証しながら健全で安定した財政運営を進めてきました。直近の28年度決算では、財政の健全度を示す「実質公債費比率」及び「将来負担比率」ともに、健全な数値を維持していますが、本市の財政状況は予断を許さない状況に変わりはありません。

今後も引き続き、財政状況の分析・検証を進め、極めて厳しくなる財政状況に適切に対応していくため、取組期間が29年度で終了となる「渋川市財政の現状及び今後の見通しと取組」を「渋川市財政運営方針」に改定し、健全で安定した財政基盤の確立を図るための指針として位置付けます。

(3) 取組期間の設定

この方針の取組期間は、「渋川市第二次総合計画」の計画期間と合わせて、平成30年度から39年度までの10年間とします。

また、毎年度、前年度の決算額が確定後に、方針内容を最新の財務情報に更新し、見直しを図りながら財政運営を進めます。

2 本市の財政状況

(1) 歳入全般

一般会計決算における歳入額の推移は、表 1 及び図 1 のとおりです。

市税は、リーマンショックに端を発した景気の低迷や東日本大震災の影響などを受けて、平成 26 年度では 108.9 億円でした。その後の景気回復により、令和元年度には 114 億円まで増加しましたが、令和 2 年度及び令和 3 年度では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により法人税や入湯税が減少しました。令和 4 年度は 115 億円と回復に転じています。なお、令和 6 年度は個人住民税に係る特別税額控除（定額減税）の影響により 113.4 億円と僅かに減少しました。

地方交付税は、平成 27 年度は 95.3 億円でしたが、普通交付税の段階的な縮減が開始となった平成 28 年度以降は減少に転じ、令和 2 年度では 83.1 億円でした。令和 3 年度以降は、国税収入の増額補正に伴う普通交付税の追加交付があったことにより、令和 2 年度と比較して多額が交付されており、令和 6 年度の交付額は 94 億円となっています。

市債は、新市建設計画に基づく大型事業の実施が集中した平成 26 年度、平成 27 年度及び令和元年度は 40 億円以上と高額になりましたが、令和 6 年度は 26.9 億円となっています。

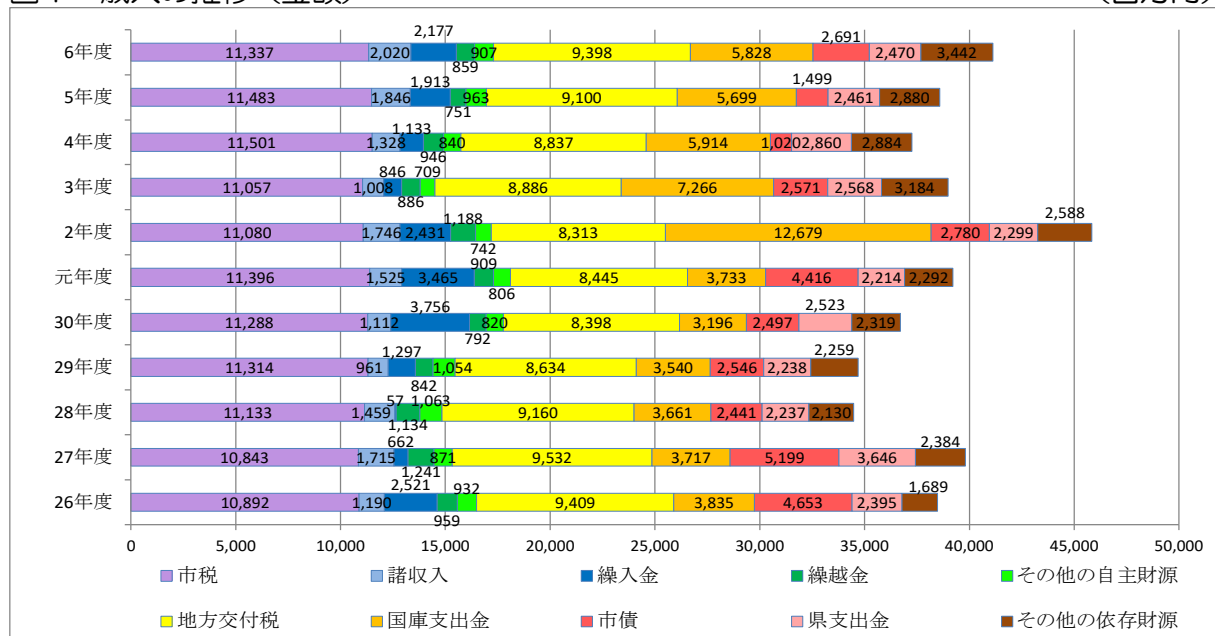
表 1 歳入の推移（金額）

（百万円）

歳入科目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
自主財源											
市税	10,892	10,843	11,133	11,314	11,288	11,396	11,080	11,057	11,501	11,483	11,337
諸収入	1,190	1,715	1,459	961	1,112	1,525	1,746	1,008	1,328	1,846	2,020
繰入金	2,521	662	57	1,297	3,756	3,465	2,431	846	1,133	1,913	2,177
繰越金	959	1,241	1,134	842	792	909	1,188	886	946	751	859
その他	932	871	1,063	1,054	820	806	742	709	840	963	907
小計	16,494	15,331	14,845	15,468	17,767	18,102	17,188	14,507	15,748	16,956	17,300
依存財源											
地方交付税	9,409	9,532	9,160	8,634	8,398	8,445	8,313	8,886	8,837	9,100	9,398
国庫支出金	3,835	3,717	3,661	3,540	3,196	3,733	12,679	7,266	5,914	5,699	5,828
市債	4,653	5,199	2,441	2,546	2,497	4,416	2,780	2,571	1,020	1,499	2,691
県支出金	2,395	3,646	2,237	2,238	2,523	2,214	2,299	2,568	2,860	2,461	2,470
その他	1,689	2,384	2,130	2,259	2,319	2,292	2,588	3,184	2,884	2,880	3,442
小計	21,982	24,478	19,628	19,218	18,933	21,100	28,660	24,475	21,514	21,639	23,829
合 計	38,475	39,809	34,473	34,685	36,701	39,201	45,848	38,982	37,262	38,595	41,129

図 1 歳入の推移（金額）

（百万円）



歳入科目別の構成比率の推移は、表2及び図2-1のとおりです。主な歳入科目をみると、各年度とも市税は約3割を占めており、地方交付税は平成26年度に全体の24.5%でした。その後、おおむね20%から25%までの間の割合を占め、令和6年度は22.8%となっています。

市債は、大型事業の実施が集中した平成27年度に13.1%を占めましたが、令和6年度では6.5%となっています。

全体的に見ると自主財源より依存財源の割合が高くなっています。

直近の令和6年度一般会計決算では、主な歳入科目の構成比率は、市税が27.6%（113.4億円）、地方交付税が22.8%（94億円）、国庫支出金が14.2%（58.3億円）、市債が6.5%（26.9億円）、県支出金が6%（24.7億円）などとなっています。また、自主財源（市税、諸収入、繰入金、繰越金、その他の自主財源）の構成比率は42.1%（173億円）で、依存財源の構成比率（地方交付税、国庫支出金、市債、県支出金、その他の依存財源）は57.9%（238.3億円）となっています。前年度と比較して依存財源の割合が高くなった主な要因として、古巻公民館の整備等に伴う市債の増加、個人住民税に係る特別税額控除（定額減税）による市税の減少等があげられます。

表2 歳入の推移（比率）（%）

歳入科目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
自主財源											
市税	28.3	27.2	32.3	32.6	30.8	29.1	24.2	28.4	30.9	29.7	27.6
諸収入	3.1	4.3	4.2	2.8	3.0	3.9	3.8	2.6	3.6	4.8	4.9
繰入金	6.5	1.7	0.1	3.6	10.2	8.8	5.3	2.2	3.0	5.0	5.3
繰越金	2.5	3.1	3.3	2.4	2.2	2.3	2.6	2.2	2.5	1.9	2.1
その他	2.3	2.2	3.1	3.0	2.2	2.1	1.6	1.8	2.3	2.5	2.2
小計	42.7	38.5	43.0	44.4	48.4	46.2	37.5	37.2	42.3	43.9	42.1
依存財源											
地方交付税	24.5	23.9	26.6	24.9	22.9	21.5	18.1	22.8	23.7	23.6	22.8
国庫支出金	10.0	9.3	10.6	10.2	8.7	9.5	27.7	18.6	15.9	14.8	14.2
市債	12.1	13.1	7.1	7.4	6.8	11.3	6.1	6.6	2.7	3.9	6.5
県支出金	6.2	9.2	6.5	6.5	6.9	5.6	5.0	6.6	7.7	6.4	6.0
その他	4.5	6.0	6.2	6.6	6.3	5.9	5.6	8.2	7.7	7.4	8.4
小計	57.3	61.5	57.0	55.6	51.6	53.8	62.5	62.8	57.7	56.1	57.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図2-1 歳入の推移（比率）（%）

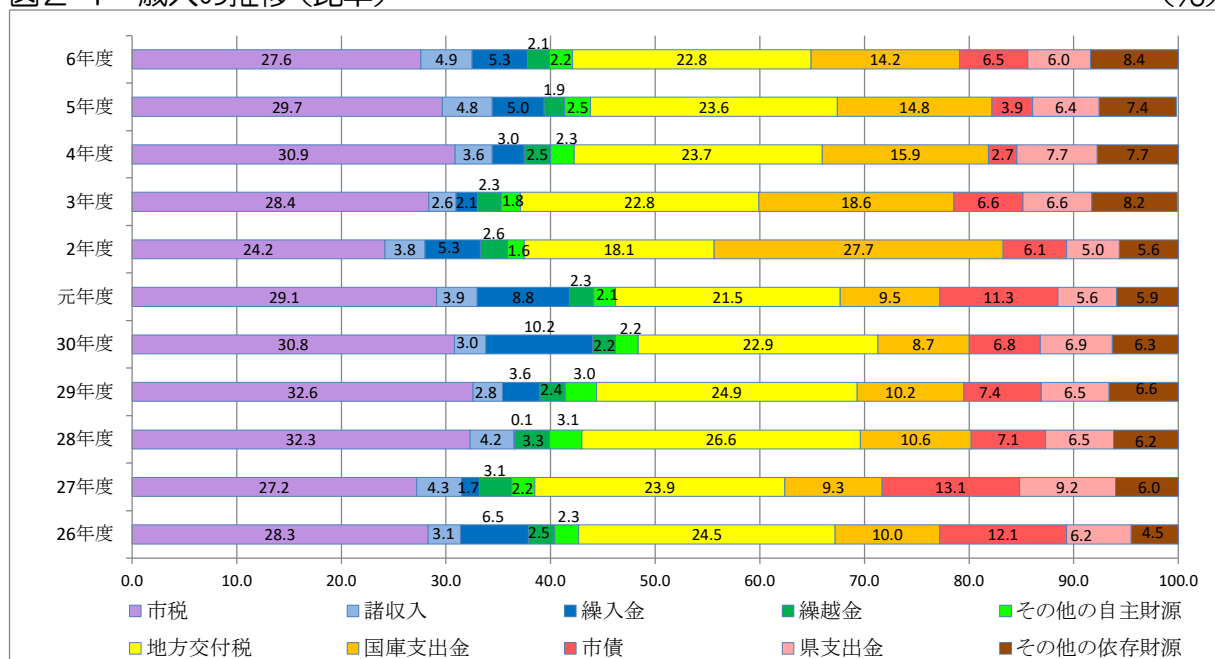
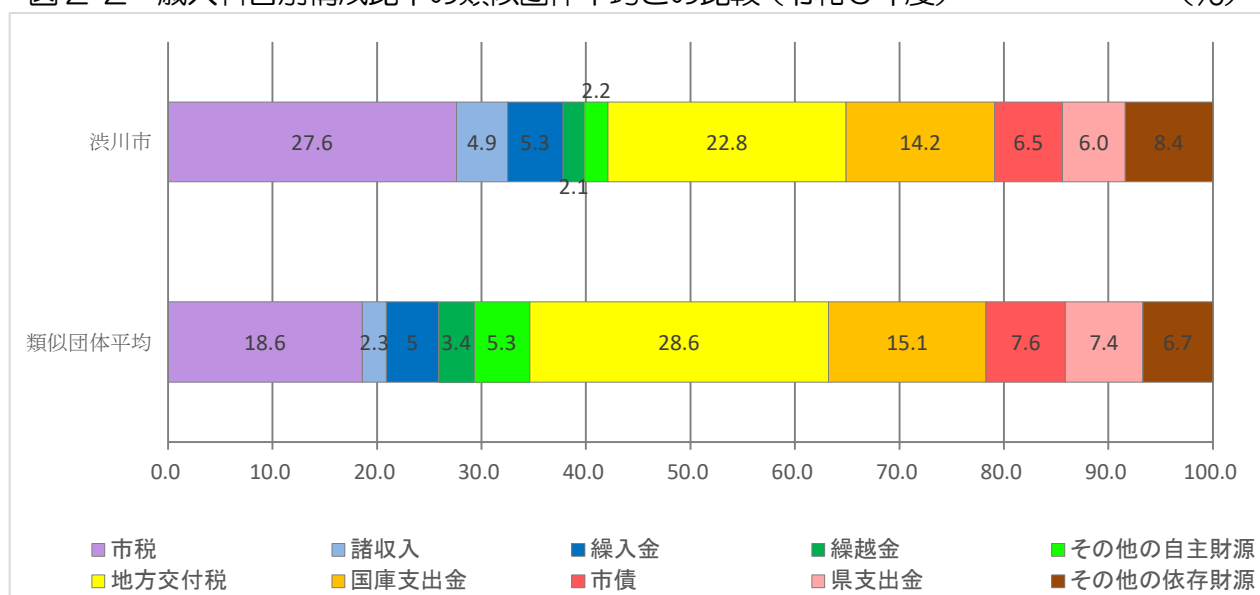


図 2-2 は、令和 6 年度決算に係る歳入科目別の構成比率について、本市と類似団体を比較したものです。

本市は、歳入全体に占める市税の割合が類似団体平均を大きく上回っており、類似団体平均の 18.6% に対して本市は 27.6% と、9 ポイント上回っています。また、歳入全体に占める地方交付税の割合は、類似団体平均の 28.6% に対して本市は 22.8% と、5.8 ポイント下回っています。

自主財源の構成比率は、類似団体平均の 34.6% に対し、本市は 42.1% であり、依存財源の構成比率は、類似団体平均の 65.4% に対し、本市は 57.9% となっています。このことから、本市は、類似団体と比較して、歳入全体に占める自主財源の比率が大きいことがわかります。

図 2-2 歳入科目別構成比率の類似団体平均との比較（令和 6 年度）（%）



※本市の令和 6 年度時点の類似団体区分の類型設定は「Ⅱ-1（産業構造がⅡ次、Ⅲ次 90%未満のうちⅢ次 55%以上）」である。

(2) 歳出全般

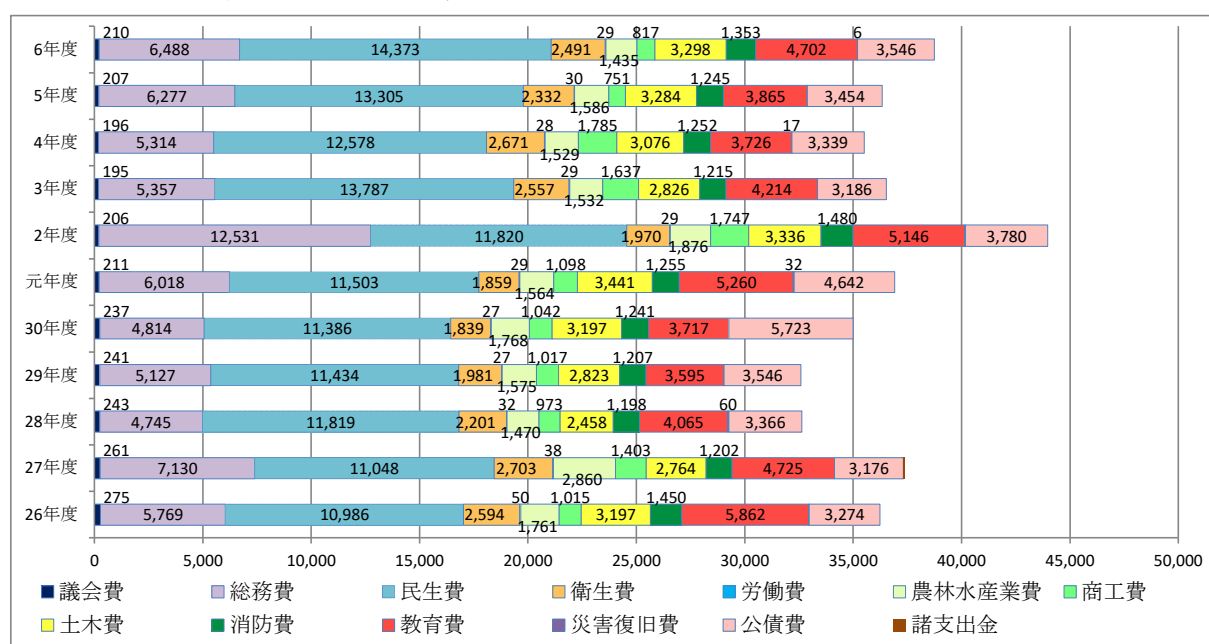
一般会計決算の目的別歳出額は、表3及び図3のとおりです。歳出総額は、新市建設計画に基づく大型事業の実施が集中した平成26年度、平成27年度及び令和元年度には360億円以上に膨らみました。令和2年度は、特別定額給付金の給付をはじめとする各種コロナ対策の実施により、439.6億円と大幅な増加となりました。令和6年度については、古巻公民館の整備等により歳出総額が前年度より増加し、387.5億円となっています。

また、民生費は増加傾向にあり、令和6年度と平成26年度とを比較すると33.9億円増加しています。なお、令和3年度は臨時特別給付金の給付等、令和5年度は物価高騰等の影響を受ける低所得世帯への給付金事業等の実施等、令和6年度は特別税額控除（定額減税）の不足額給付等の国の経済対策により、例年よりも金額が大きくなっています。

表3 歳出の推移（目的別：金額） (百万円)

歳出科目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
議会費	275	261	243	241	237	211	206	195	196	207	210
総務費	5,769	7,130	4,745	5,127	4,814	6,018	12,531	5,357	5,314	6,277	6,488
民生費	10,986	11,048	11,819	11,434	11,386	11,503	11,820	13,787	12,578	13,305	14,373
衛生費	2,594	2,703	2,201	1,981	1,839	1,859	1,970	2,557	2,671	2,332	2,491
労働費	50	38	32	27	27	29	29	29	28	30	29
農林水産業費	1,761	2,860	1,470	1,575	1,768	1,564	1,876	1,532	1,529	1,586	1,435
商工費	1,015	1,403	973	1,017	1,042	1,098	1,747	1,637	1,785	751	817
土木費	3,197	2,764	2,458	2,823	3,197	3,441	3,336	2,826	3,076	3,284	3,298
消防費	1,450	1,202	1,198	1,207	1,241	1,255	1,480	1,215	1,252	1,245	1,353
教育費	5,862	4,725	4,065	3,595	3,717	5,260	5,146	4,214	3,726	3,865	4,702
災害復旧費	3	0	60	19	0	32	38	0	17	0	6
公債費	3,274	3,176	3,366	3,546	5,723	4,642	3,780	3,186	3,339	3,454	3,546
諸支出金	0	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	36,235	37,375	32,631	32,594	34,992	36,913	43,961	36,536	35,510	36,336	38,748

図3 歳出の推移（目的別：金額） (百万円)



歳出の目的別構成比は、表4及び図4-1のとおりです。社会保障給付費等の伸びにより、民生費の占める割合は高い水準にあります。教育費については、小中学校の校舎や体育館の耐震補強工事などを行った平成26年度及び学校給食共同調理場整備などを行った令和元年度において構成比が高くなっています。また、平成30年度及び令和元年度の公債費の構成比が高いのは、高利率の市債等の繰上償還を行ったことによるものです。

令和6年度は、前年度と比較をし、古巻公民館の整備等により教育費の構成比が高くなり、下水道事業等会計への繰出金の減額等により農林水産業費の構成比が低くなりました。

表4 歳出の推移（目的別：比率） (%)

歳出科目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
議会費	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5
総務費	15.9	19.1	14.6	15.8	13.8	16.3	28.5	14.7	15.0	17.3	16.8
民生費	30.3	29.6	36.2	35.0	32.5	31.2	26.9	37.8	35.4	36.6	37.1
衛生費	7.2	7.2	6.7	6.1	5.3	5.0	4.5	7.0	7.5	6.4	6.4
労働費	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
農林水産業費	4.9	7.6	4.5	4.8	5.1	4.2	4.2	4.2	4.3	4.4	3.7
商工費	2.8	3.8	3.0	3.1	3.0	3.0	4.0	4.5	5.0	2.1	2.1
土木費	8.8	7.4	7.5	8.7	9.1	9.3	7.6	7.7	8.7	9.0	8.5
消防費	4.0	3.2	3.7	3.7	3.5	3.4	3.3	3.3	3.5	3.4	3.5
教育費	16.2	12.6	12.5	11.0	10.6	14.2	11.7	11.5	10.5	10.6	12.1
災害復旧費	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
公債費	9.0	8.5	10.3	10.9	16.3	12.6	8.6	8.7	9.4	9.5	9.2
諸支出金	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
予備費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図4-1 歳出の推移（目的別：比率） (%)

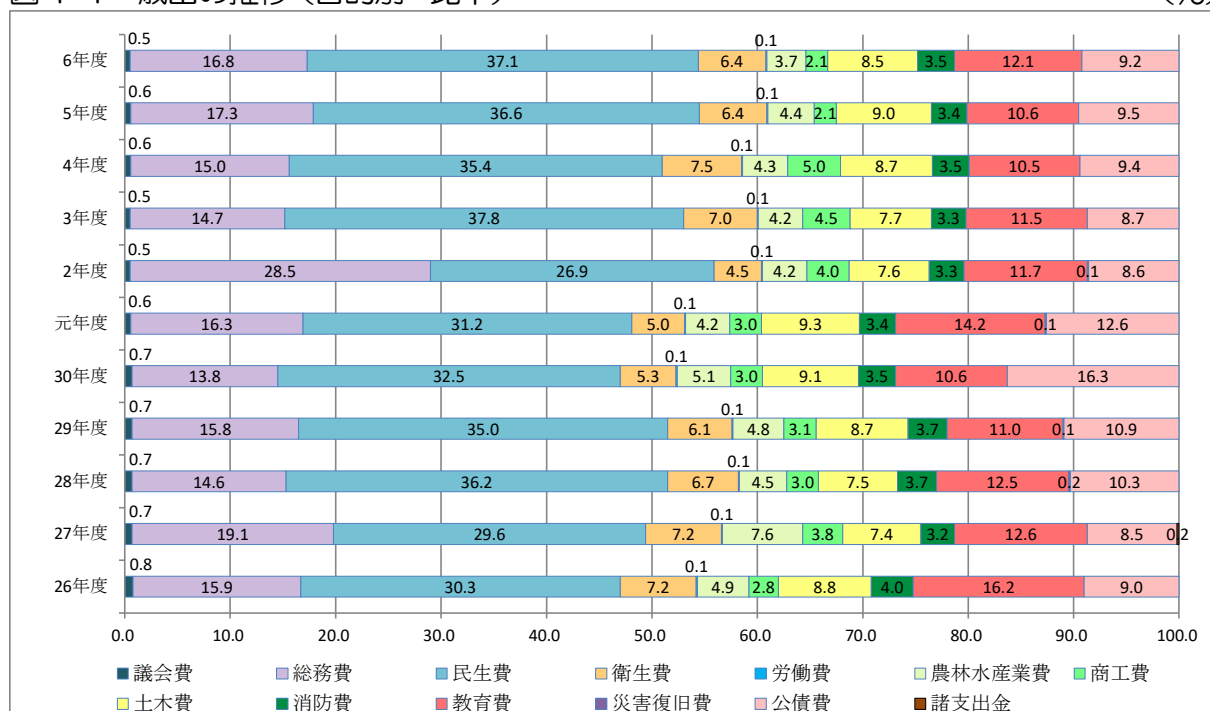
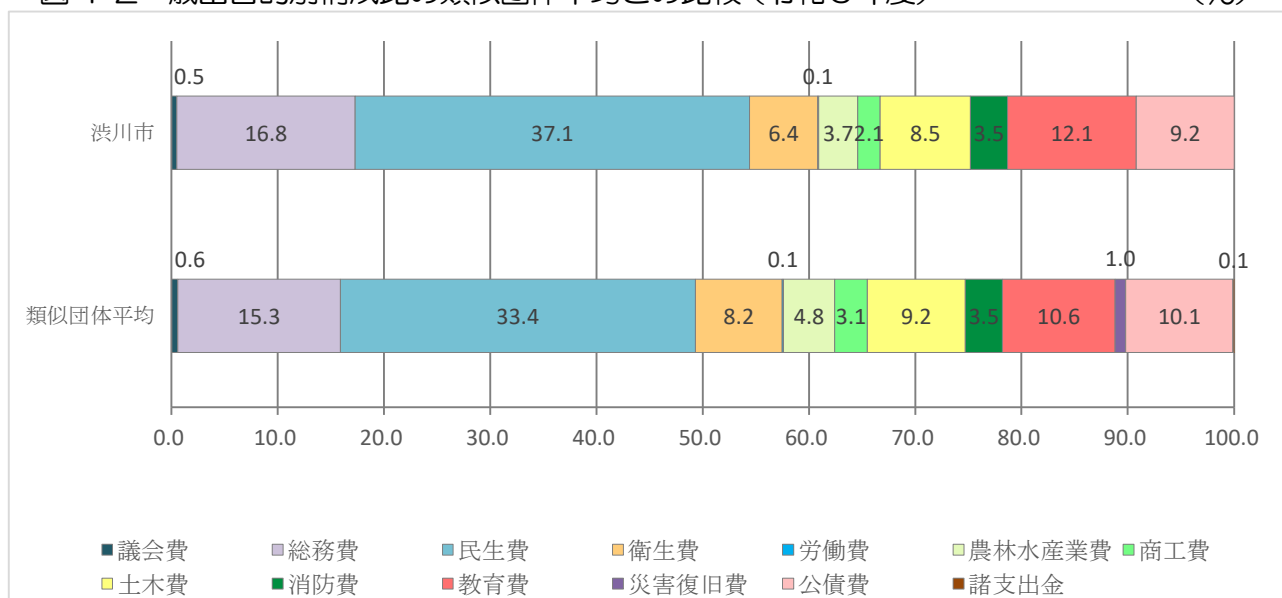


図 4-2 は、令和6年度決算に係る歳出目的別構成比について、本市と類似団体を比較したものです。

本市は、歳出全体に占める民生費の割合が類似団体平均より大きく、類似団体平均を 3.7 ポイント上回っています。また、歳出全体に占める衛生費、農林水産業費等の割合は類似団体平均より小さく、衛生費は 1.8 ポイント、農林水産業費は 1.1 ポイント類似団体平均を下回っています。

図 4-2 歳出目的別構成比の類似団体平均との比較（令和6年度）（%）



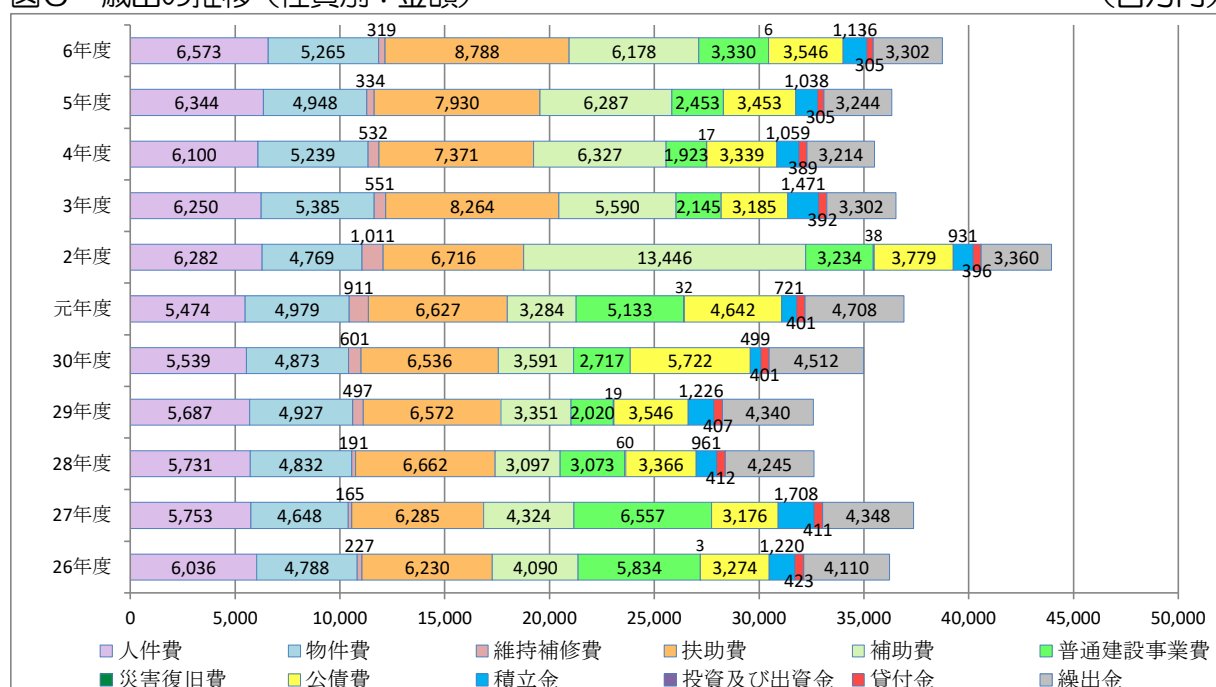
一般会計決算の性質別歳出額は、表5及び図5のとおりです。人件費は、定員管理適正化計画に基づく職員数の削減等により、令和元年度には、平成26年度と比較して5.6億円減少しましたが、令和2年度に会計年度任用職員を導入したことから62.8億円まで増加しました。その後も、職員の手当等の引上げにより、令和6年度は65.7億円となり、令和元年度と比較して11億円増加しています。扶助費は、社会保障給付費の伸びにより増加傾向であり、平成26年度と令和6年度を比較すると25.6億円増加しています。また、補助費等は、特別定額給付金の給付をはじめとする各種コロナ対策の実施により、令和2年度では134.5億円まで膨らみましたが、令和6年度は61.8億円となりました。

普通建設事業費は、平成26年度及び平成27年度において新市建設計画に基づく大型事業の実施が集中したため、60億円前後までに増加し、市民会館の改修や学校給食共同調理場の整備を実施した令和元年度も51.3億円まで増加しました。令和4年度には19.2億円まで減少しましたが、令和6年度は古巻公民館の整備等により33.3億円となりました。

表5 歳出の推移（性質別：金額）（百万円）

歳出科目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人件費	6,036	5,753	5,731	5,687	5,539	5,474	6,282	6,250	6,100	6,344	6,573
物件費	4,788	4,648	4,832	4,927	4,873	4,979	4,769	5,385	5,239	4,948	5,265
維持補修費	227	165	191	497	601	911	1,011	551	532	334	319
扶助費	6,230	6,285	6,662	6,572	6,536	6,627	6,716	8,264	7,371	7,930	8,788
補助費等	4,090	4,324	3,097	3,351	3,591	3,284	13,446	5,590	6,327	6,287	6,178
普通建設事業費	5,834	6,557	3,073	2,020	2,717	5,133	3,234	2,145	1,923	2,453	3,330
災害復旧費	3	0	60	19	0	32	38	0	17	0	6
公債費	3,274	3,176	3,366	3,546	5,722	4,642	3,779	3,185	3,339	3,453	3,546
積立金	1,220	1,708	961	1,226	499	721	931	1,471	1,059	1,038	1,136
投資及び出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	423	411	412	407	401	401	396	392	389	305	305
繰出金	4,110	4,348	4,245	4,340	4,512	4,708	3,360	3,302	3,214	3,244	3,302
合 計	36,235	37,375	32,631	32,594	34,992	36,913	43,961	36,536	35,510	36,336	38,748

図5 歳出の推移（性質別：金額）（百万円）



歳出の性質別構成比は、表6及び図6-1のとおりです。平成26年度の構成比は、上位から扶助費17.2%、人件費16.7%、普通建設事業費16.1%でした。

大型の施設整備のピークを迎えた平成27年度の構成比は、上位から普通建設事業費17.5%、扶助費16.8%、人件費15.4%でした。

直近の令和6年度の構成比は、特別税額控除（定額減税）の不足額給付等により扶助費が増加し、上位から扶助費22.7%、人件費17%、補助費等15.9%となっています。

扶助費は、令和4年度から令和6年度までにかけて増加傾向にあり、各年度約1ポイントずつ増加しています。今後も社会保障給付費の増額が見込まれることから、扶助費の割合も増加していくことが見込まれます。

表6 歳出の推移（性質別：比率）（%）

歳出科目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人件費	16.7	15.4	17.6	17.4	15.8	14.8	14.3	17.1	17.2	17.5	17.0
物件費	13.2	12.4	14.8	15.1	13.9	13.5	10.8	14.7	14.8	13.6	13.6
維持補修費	0.6	0.4	0.6	1.5	1.7	2.5	2.3	1.5	1.5	0.9	0.8
扶助費	17.2	16.8	20.4	20.2	18.7	18.0	15.3	22.6	20.8	21.8	22.7
補助費等	11.3	11.6	9.5	10.3	10.3	8.9	30.6	15.3	17.8	17.3	15.9
普通建設事業費	16.1	17.5	9.4	6.2	7.8	13.9	7.4	5.9	5.4	6.8	8.6
災害復旧費	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
公債費	9.0	8.5	10.3	10.9	16.4	12.6	8.6	8.7	9.4	9.5	9.2
積立金	3.4	4.6	2.9	3.8	1.4	1.9	2.1	4.0	3.0	2.9	2.9
投資及び出資金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
貸付金	1.2	1.2	1.3	1.2	1.1	1.1	0.9	1.1	1.1	0.9	0.8
繰出金	11.3	11.6	13.0	13.3	12.9	12.7	7.6	9.1	9.0	8.8	8.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図6-1 歳出の推移（性質別：比率）（%）

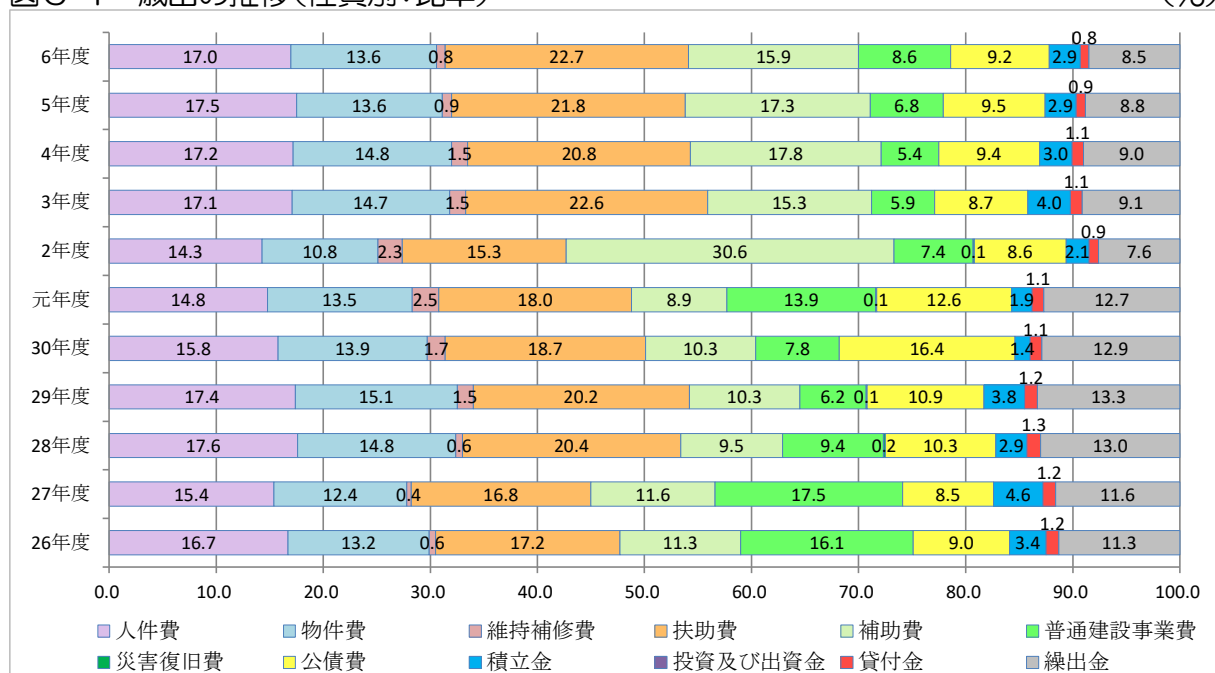
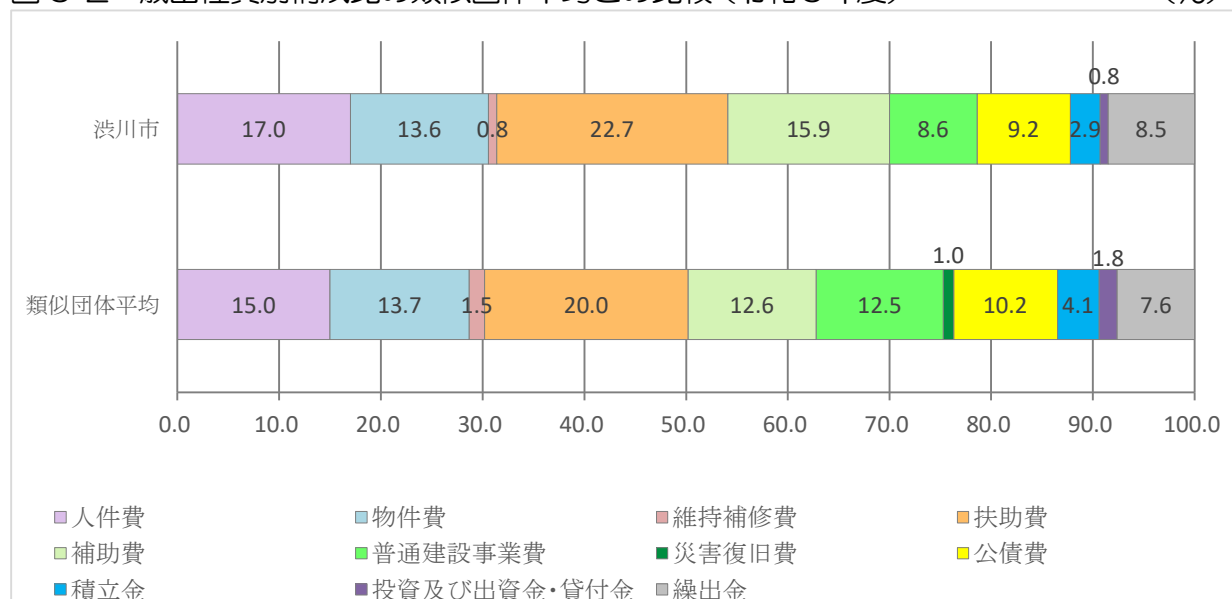


図 6-2 は、令和 6 年度決算に係る歳出性質別構成比について、本市と類似団体を比較したものです。

本市は、歳出全体に占める補助費や扶助費、人件費等の割合が類似団体平均より大きく、補助費は 3.3 ポイント、扶助費は 2.7 ポイント、人件費は 2 ポイント類似団体平均を上回っています。また、歳出全体に占める普通建設事業費、積立金、公債費等の割合は類似団体平均より小さく、普通建設事業費は 3.9 ポイント、積立金は 1.2 ポイント、公債費は 1 ポイント類似団体平均を下回っています。

図 6-2 歳出性質別構成比の類似団体平均との比較（令和 6 年度）（％）



(3) 実質収支

実質収支は、歳入から歳出を差し引いた形式収支から、翌年度に繰越しとなる事業に係る財源を控除した額です。

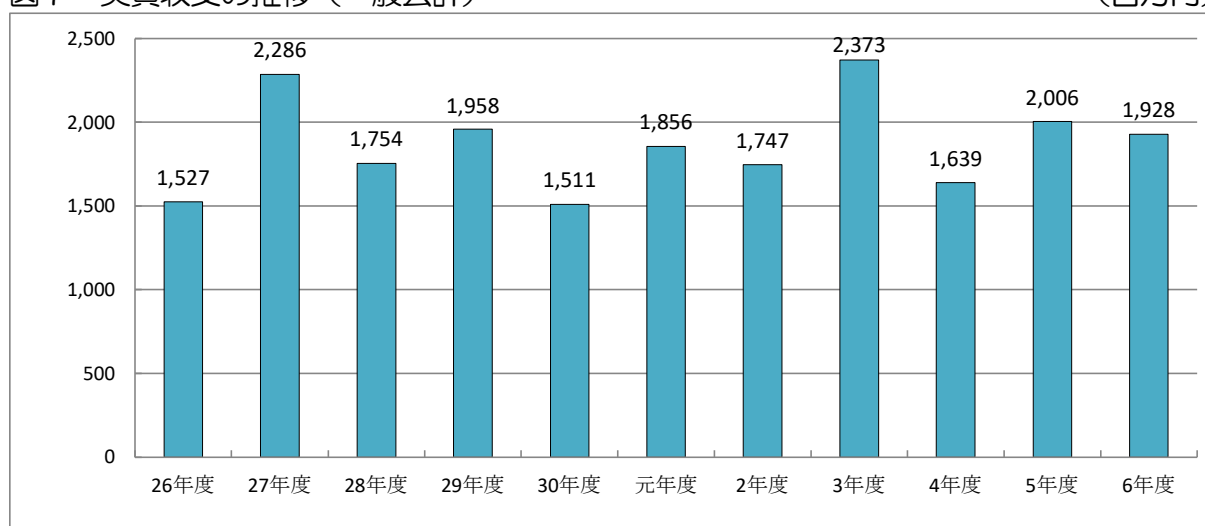
これは、当該年度に属する収入と支出の実質的な差額を示すもので、財政運営の状況を判断するポイントとなるものです。

財政運営としては、一定の黒字を出すことが基本とされており、実質収支の赤字額が標準財政規模の20%以上になった場合は、いわゆる「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して国の同意を受けるなど、実質的には、国の管理下に置かれることになります。

図7のとおり、本市の実質収支は黒字で推移しており、直近の令和6年度の実質収支は19.3億円で、平成26年度から令和6年度までの実質収支の平均は18.7億円となっています。

図7 実質収支の推移（一般会計）

（百万円）



【計算式】 実質収支＝（歳入決算総額－歳出決算総額）－翌年度に繰り越すべき財源

(4) 単年度収支

単年度収支は、当該年度の実質収支から、前年度の実質収支を控除した額で、当該年度における実質収支の増減額を示すものです。

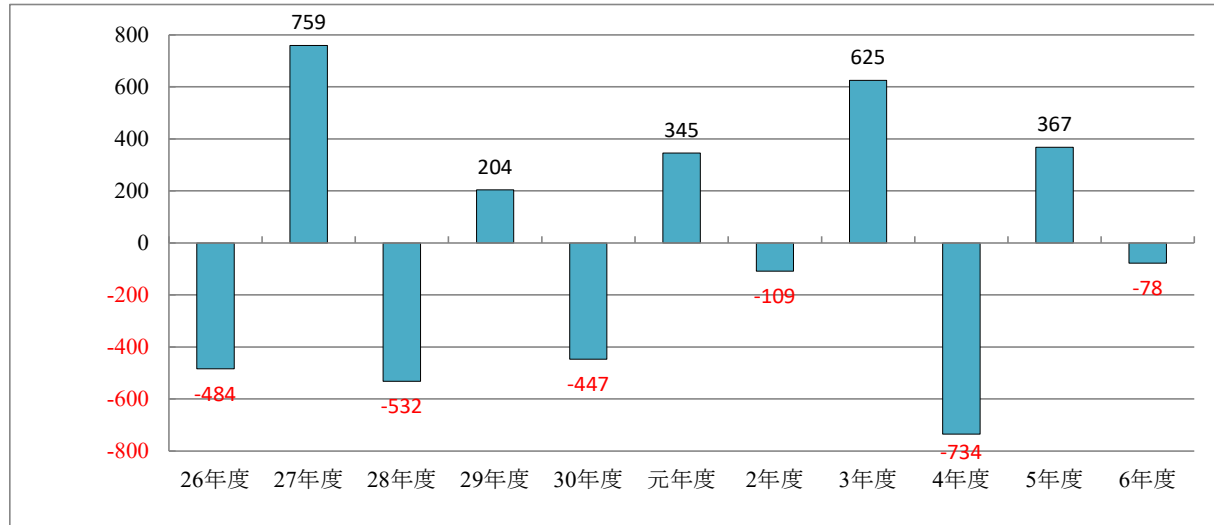
単年度収支が黒字ということは、新たな剰余金が生じたこと、あるいは過去の赤字を解消したことを意味します。

また、単年度収支が赤字であれば、過去の剰余金を取り崩したこと、あるいは赤字が増加したことを意味します。

平成26年度から令和6年度までの各年度における単年度収支は図8のとおりで、年度によって増減しています。直近の令和6年度は0.8億円の赤字であり、各年度の単年度収支の合計は、0.8億円の赤字となっています。

図8 単年度収支の推移（一般会計）

（百万円）



【計算式】 単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

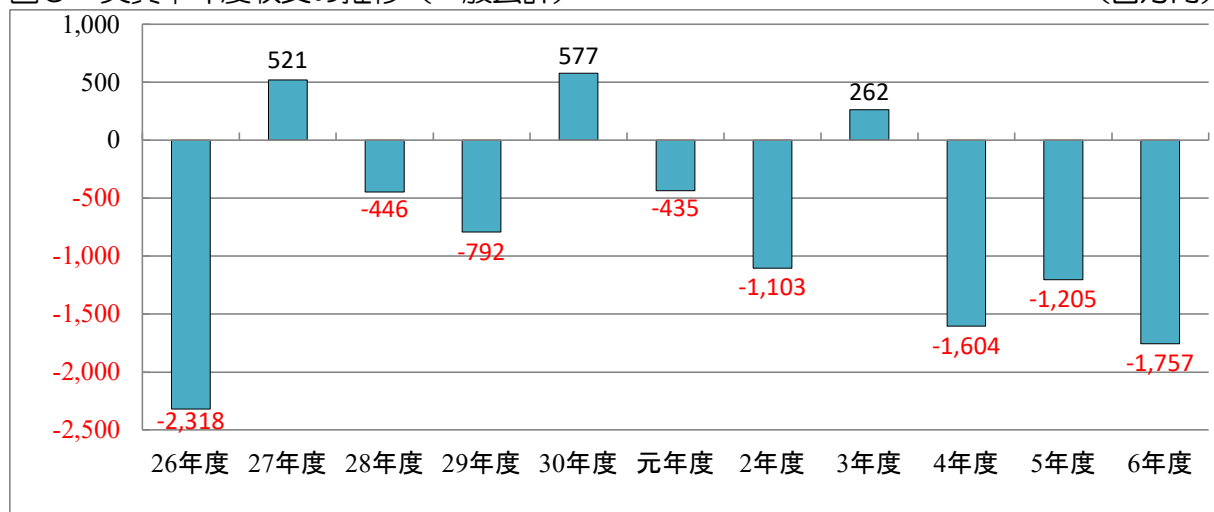
（５） 実質単年度収支

実質単年度収支は、単年度収支から実質的な黒字要素（財政調整基金積立金、市債繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金取崩額）を控除したもので、当該年度における実質的な収支を示すものです。

図9のとおり、本市の実質単年度収支は赤字傾向にあり、特に平成26年度は、単年度収支が4.8億円の赤字であったことに加え、財政調整基金取崩額が18.4億円であったこと等により、大幅な赤字となりました。令和6年度は、単年度収支が0.8億円の赤字であったことに加え、財政調整基金取崩額が16.8億円であったこと等により、17.6億円の赤字となっています。

図9 実質単年度収支の推移（一般会計）

（百万円）



【計算式】

実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立金＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額

(6) 市税

市税の内訳は、普通税の市民税（個人市民税・法人市民税）、固定資産税、軽自動車税及び市たばこ税と、目的税の入湯税及び都市計画税です。

表7及び図10のとおり、市民税は、平成28年度から44億円台で推移していましたが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、42億円台に減少しました。令和4年度及び令和5年度は43.3億円となっており、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつあります。なお、令和6年度は、個人住民税に係る特別税額控除（定額減税）の影響により42.1億円と僅かに減少しました。

固定資産税は、平成26年度から51億円台で横ばいとなっていました。平成29年度に53億円台に増え、令和6年度には55.7億円となっています。

軽自動車税は、この10年間増収が続いており、令和6年度には3.3億円となっています。

入湯税は、平成26年度から2.1億円前後で横ばいとなっていました。令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響により1.1億円台に減少しました。令和6年度は1.7億円であり、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつあります。

令和6年度の市税収入の総額は113.4億円であり、平成26年度と比較して、4.5億円の増収となっています。

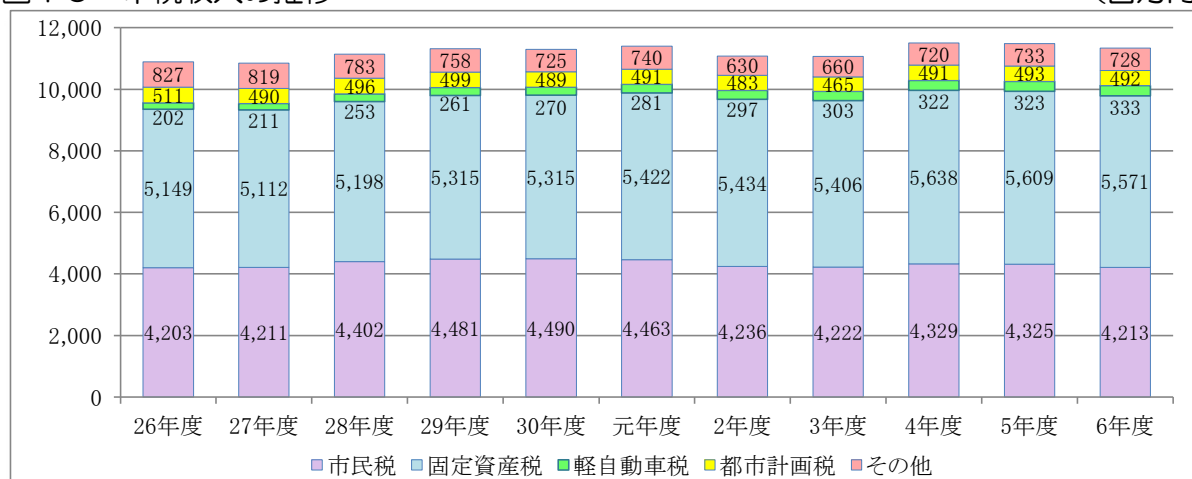
表7 市税収入の推移

(百万円)

歳入科目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
市民税	4,203	4,211	4,402	4,481	4,490	4,463	4,236	4,222	4,329	4,325	4,213
個人	3,369	3,421	3,466	3,493	3,514	3,511	3,527	3,474	3,500	3,530	3,245
法人	834	790	936	988	975	952	709	748	829	795	967
固定資産税	5,149	5,112	5,198	5,315	5,315	5,422	5,434	5,406	5,638	5,609	5,571
軽自動車税	202	211	253	261	270	281	297	303	322	323	333
市たばこ税	612	602	578	544	523	532	515	548	571	572	561
入湯税	215	217	205	214	202	208	116	112	149	161	167
都市計画税	511	490	496	499	489	491	483	465	491	493	492
合 計	10,892	10,843	11,133	11,314	11,288	11,396	11,080	11,057	11,501	11,483	11,337

図10 市税収入の推移

(百万円)



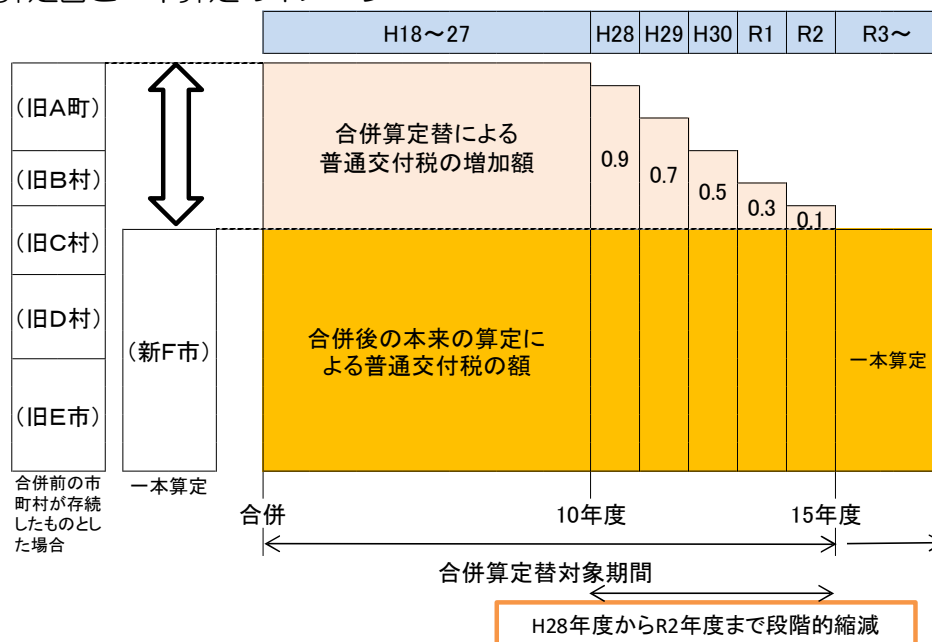
(7) 普通交付税

地方交付税のうち普通交付税については、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間、合併した市町村に対する特例措置である「合併算定替」が適用されていました。この合併算定替は、合併によって 1 つになった地方公共団体に対して、合併せずに従前の区域のまま存続していた場合に算定されるそれぞれの普通交付税額の合計を下回らない額を国が交付する措置です（図 11 のとおり）。

平成 28 年度からは、通常の算定方法（以下「一本算定」という。）による普通交付税額が交付される令和 3 年度までの 5 年間で、段階的に、合併算定替により加算されていた額が縮減されました。算定方法は、合併算定替額と一本算定額をそれぞれ算出し、その差額に総務省令で定める率（縮減 1 年目「0.9」、2 年目「0.7」、3 年目「0.5」、4 年目「0.3」、5 年目「0.1」）を乗じた額を一本算定額に加算するものです。

この措置は令和 2 年度をもって終了し、以降は一本算定となっています。

図 11 合併算定替と一本算定のイメージ



また、平成の大合併により、面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成 26 年度から 5 年間で普通交付税の算定基準が見直されました。これにより、地域振興費、消防費、清掃費などの費目について、合併時点では想定されていなかった財政需要が、平成 26 年度から令和 2 年度までにかけて段階的に算定に反映されました。本市における、この措置による基準財政需要額の増額幅は、見直しが開始された平成 26 年度では 3.5 億円、見直し内容が全て算定に反映された令和 2 年度では 21.5 億円でした。

本市における令和 7 年度までの普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額は、表 8 及び図 12 のとおりです。

合併算定替の縮減が始まる前の平成 27 年度と、縮減措置の最終年度である令和 2 年度の普通交付税を比較すると、合併算定替による加算額（合併算定替で実際に交付された額（縮減後）と一本算定額の差額）については、平成 27 年度では 23.2 億円でしたが、令

和2年度では3.1億円であり、5年間で、20.1億円が縮減されています。

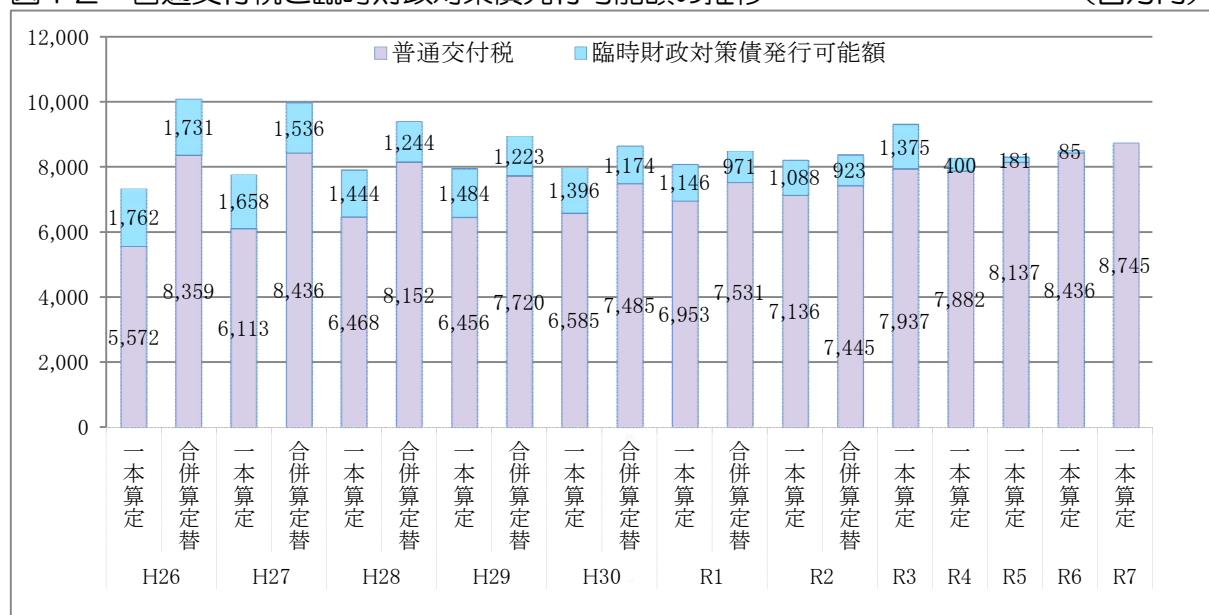
一方で、一本算定額については、平成27年度では61.1億円、令和2年度では71.4億円であり、10.3億円増額しています。これは、主に平成26年度から開始した算定基準の見直しの影響によるものです。

実際に交付された普通交付税額は、平成27年度では84.4億円、令和2年度では74.4億円であり、合併算定替の縮減による減額と、算定基準の見直しによる増額の相殺の結果、10億円の減額となっています。

表8 合併算定替と一本算定との比較 (千円)

年度	合併算定替(A)			一本算定(B)			差額(A)-(B)		
	普通交付税	臨時財政対策債発行可能額	計	普通交付税	臨時財政対策債発行可能額	計	普通交付税	臨時財政対策債発行可能額	計
7年度				8,745,162	0	8,745,162			
6年度				8,436,376	85,321	8,521,697			
5年度				8,136,966	180,957	8,317,923			
4年度				7,881,548	400,421	8,281,969			
3年度				7,937,490	1,375,428	9,312,918			
2年度	7,444,746	922,920	8,367,666	7,136,209	1,087,882	8,224,091	308,537	-164,962	143,575
(縮減前額)	8,747,451	922,920	9,670,371				1,611,242	-164,962	1,446,280
元年度	7,530,621	970,756	8,501,377	6,953,189	1,146,239	8,099,428	577,432	-175,483	401,949
(縮減前額)	8,485,141	970,756	9,455,897				1,531,952	-175,483	1,356,469
30年度	7,484,864	1,173,781	8,658,645	6,585,102	1,395,598	7,980,700	899,762	-221,817	677,945
(縮減前額)	8,162,809	1,173,781	9,336,590				1,577,707	-221,817	1,355,890
29年度	7,720,120	1,222,523	8,942,643	6,456,315	1,483,987	7,940,302	1,263,805	-261,464	1,002,341
(縮減前額)	8,164,019	1,222,523	9,386,542				1,707,704	-261,464	1,446,240
28年度	8,151,873	1,244,349	9,396,222	6,468,053	1,443,780	7,911,833	1,683,820	-199,431	1,484,389
(縮減前額)	8,331,623	1,244,349	9,575,972				1,863,570	-199,431	1,664,139
27年度	8,436,439	1,536,357	9,972,796	6,112,564	1,657,911	7,770,475	2,323,875	-121,554	2,202,321
26年度	8,359,169	1,731,450	10,090,619	5,572,229	1,761,529	7,333,758	2,786,940	-30,079	2,756,861

図12 普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の推移 (百万円)



(8) 市債残高と借入額

市債残高は、表 9 及び図 13 のとおりです。臨時財政対策債発行可能額の増額に伴う借入額の増加や、新市建設計画に基づく大型事業の実施に伴う合併特例事業債等の借入額の増加により、平成 27 年度には 388.4 億円まで増加しました。平成 28 年度からは、渋川総合病院の閉院に伴い、病院事業債の借入残高 9.6 億円が一般会計に引き継がれたため、更に 392.8 億円まで増加しましたが、平成 30 年度から令和 2 年度までに実施した繰上償還により減少し、その後も借入額が元金償還額を下回る状況が続いたことから、令和 6 年度には 297.1 億円まで減少しました。

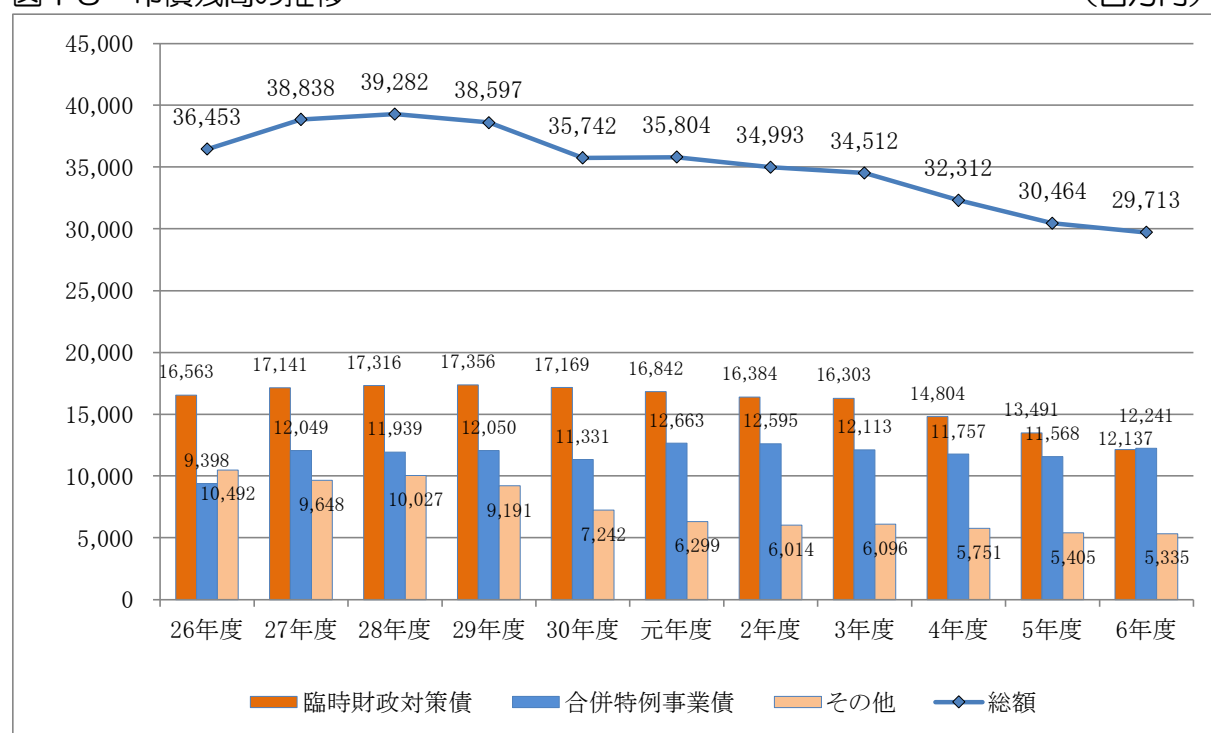
表 9 市債残高の推移

(百万円)

年度	総額	臨時財政対策債	合併特例事業債	その他
6年度	29,713	12,137	12,241	5,335
5年度	30,464	13,491	11,568	5,405
4年度	32,312	14,804	11,757	5,751
3年度	34,512	16,303	12,113	6,096
2年度	34,993	16,384	12,595	6,014
元年度	35,804	16,842	12,663	6,299
30年度	35,742	17,169	11,331	7,242
29年度	38,597	17,356	12,050	9,191
28年度	39,282	17,316	11,939	10,027
27年度	38,838	17,141	12,049	9,648
26年度	36,453	16,563	9,398	10,492

図 13 市債残高の推移

(百万円)



市債借入額は、表 10 及び図 14 のとおりです。平成 26 年度及び平成 27 年度においては、学校給食調理場や橋りょうの整備、病院の再編統合などの大型事業が集中し、大幅に増加しました。令和元年度も市民会館の改修や学校給食共同調理場の整備などの大型事業の実施により 44.2 億円と増加しましたが、臨時財政対策債発行可能額の減額や市債借入額の抑制に努めたことから、令和 4 年度には 10 億円まで減少しています。令和 6 年度は、古巻公民館の整備や小学校のトイレ改修等により、令和 5 年度よりも 11.9 億円増加して 26.9 億円となりました。

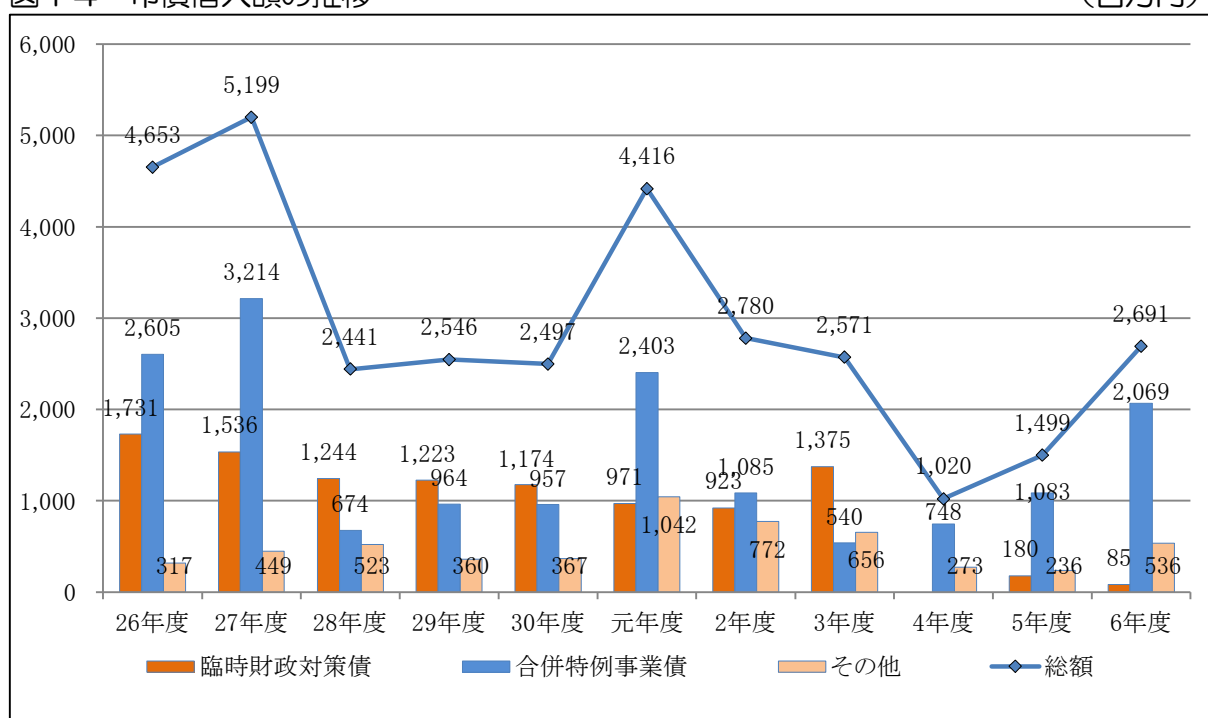
表 10 市債借入額の推移

(百万円)

年度	総額	臨時財政対策債	合併特例事業債	その他
6年度	2,691	85	2,069	537
5年度	1,499	180	1,083	236
4年度	1,020	0	748	272
3年度	2,571	1,375	540	656
2年度	2,780	923	1,085	772
元年度	4,416	971	2,403	1,042
30年度	2,497	1,174	957	366
29年度	2,546	1,223	964	359
28年度	2,441	1,244	674	523
27年度	5,199	1,536	3,214	449
26年度	4,653	1,731	2,605	317

図 14 市債借入額の推移

(百万円)



(9) 基金積立金残高

事業費の精査と適正な予算執行に努めてきた結果、財政調整基金残高は、表 11 及び図 15 のとおり、令和 6 年度末で 55.7 億円を確保しています。

減債基金は、平成 22 年度から積立てを開始しました。平成 29 年度末で 38.6 億円を確保し、これを原資として平成 30 年度から令和 2 年度までにかけて高利率の市債等の繰上償還を実施したことにより、市債残高と未償還利子額を削減しました。繰上償還を実施した令和 2 年度の年度末残高は 4.0 億円となりましたが、令和 3 年度から令和 6 年度までの間に今後の公債費の増加に備えた積立て等を行ったため、令和 6 年度末残高は 17.3 億円に増加しています。

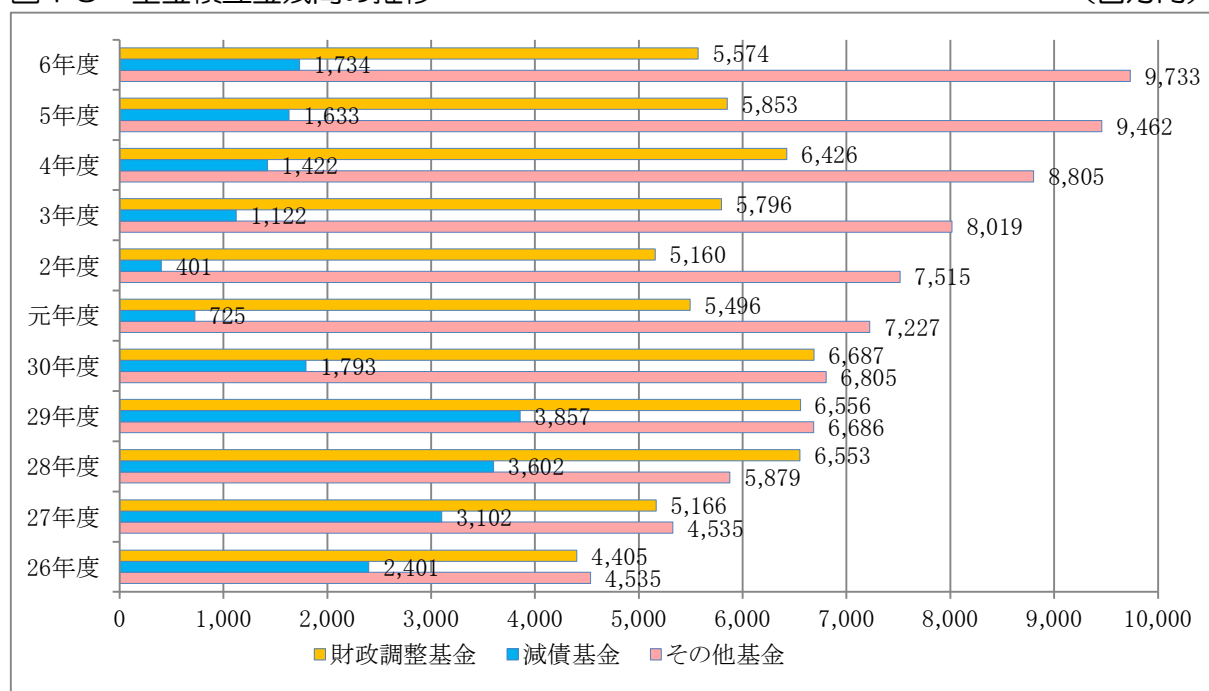
その他基金の残高は、地域振興基金の毎年の積立てなどにより増額しています。

令和 6 年度末の基金残高総額は、平成 26 年度と比較して 57 億円増加しています。

表 11 基金積立金残高の推移 (百万円)

年 度	財政調整基金	減債基金	その他基金	合 計
6年度	5,574	1,734	9,733	17,041
5年度	5,853	1,633	9,462	16,948
4年度	6,426	1,422	8,805	16,653
3年度	5,796	1,122	8,019	14,937
2年度	5,160	401	7,515	13,076
元年度	5,496	725	7,227	13,447
30年度	6,687	1,793	6,805	15,286
29年度	6,556	3,857	6,686	17,099
28年度	6,553	3,602	5,879	16,034
27年度	5,166	3,102	5,328	13,596
26年度	4,405	2,401	4,535	11,341

図 15 基金積立金残高の推移 (百万円)

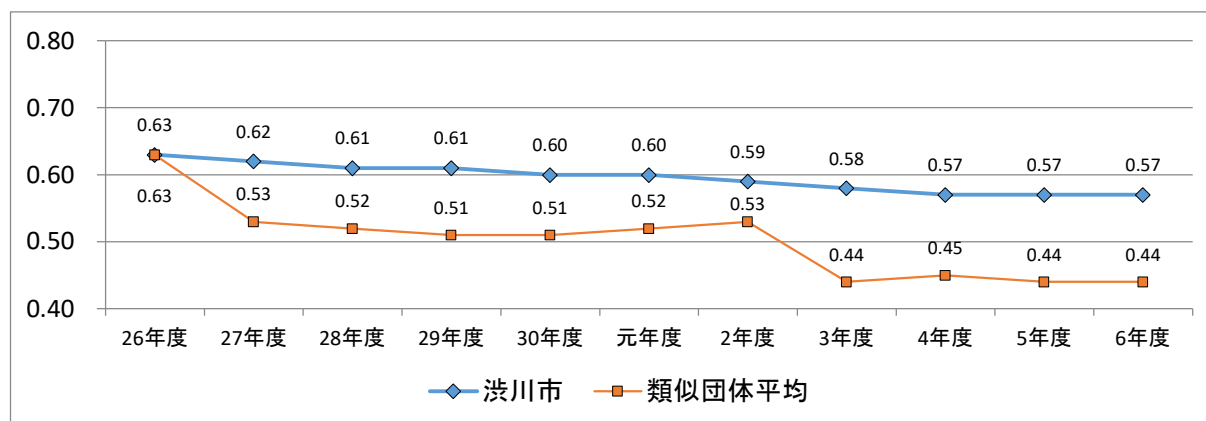


3 財政指標等の推移

(1) 財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値の過去3か年の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるとされています。財政力指数は毎年度算定されますが、この値が1.0を上回れば、その年度において普通交付税が交付されない不交付団体となります。図16のとおり、平成26年度の本市の財政力指数は0.63でしたが、令和6年度は0.57であり、この10年間で0.06減少しています。

図16 財政力指数の推移 (%)



※本市は平成27年度に類似団体区分の類型設定が「Ⅱ-1（産業構造がⅡ次、Ⅲ次90%未満のうちⅢ次55%以上）」から「Ⅱ-2（Ⅱ次、Ⅲ次90%以上のうちⅢ次65%未満）」へ変更されたが、令和3年度に再び「Ⅱ-1」に変更されている。

※図16～21の類似団体平均は全て「Ⅱ-1」のもの

(2) 経常収支比率

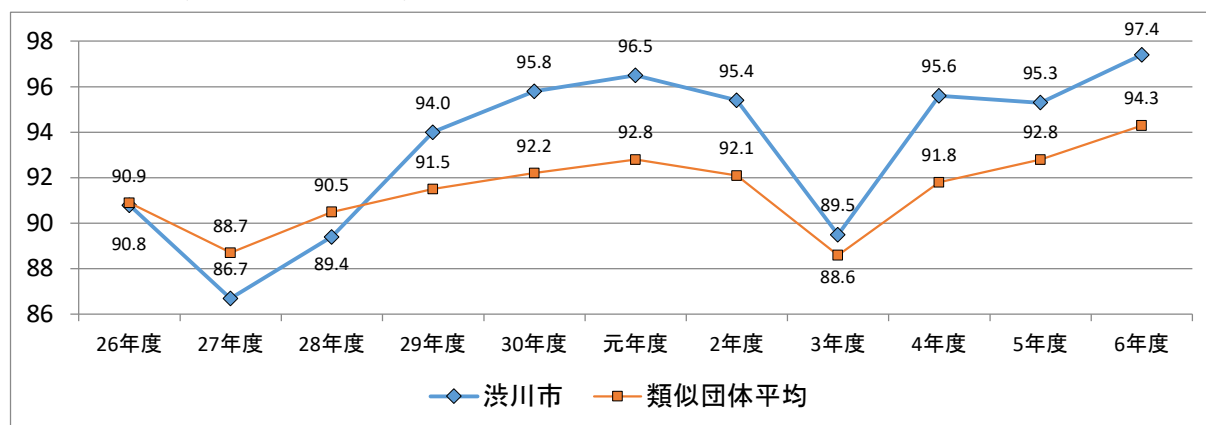
経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費及び公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、市税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。この比率が高いほど財政構造の弾力性が低く、財政の硬直化が進んでいることを表します。

図17のとおり、平成27年度及び平成28年度には類似団体平均を1ポイント以上下回りましたが、平成29年度には類似団体平均を上回り、令和元年度には96.5%まで増加しました。これは、平成29年4月から実施している学校給食費の無料化及び令和元年10月から実施している保育料完全無料化が主な要因です。また、社会保障関連経費などの経常的経費が増加したことや、普通交付税等の経常一般財源が減少したことも要因と考えられます。一方、令和3年度は、国税収

入の増額補正に伴い全国的に普通交付税が増額したことで経常経費に充当した一般財源が増加し、一時的に 89.5%に減少しています。

なお、令和 4 年度は臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税が減額したことで経常経費に充当した一般財源が減少し、平成 29 年度から令和 2 年度までと同水準である 95.6%となりました。令和 6 年度は、社会保障関連経費の増加や物価高騰の影響等により一般財源の充当先である経常経費が増額したことから、前年度から 2.1 ポイント増加し、97.4%となりました。

図 1 7 経常収支比率の推移 (%)



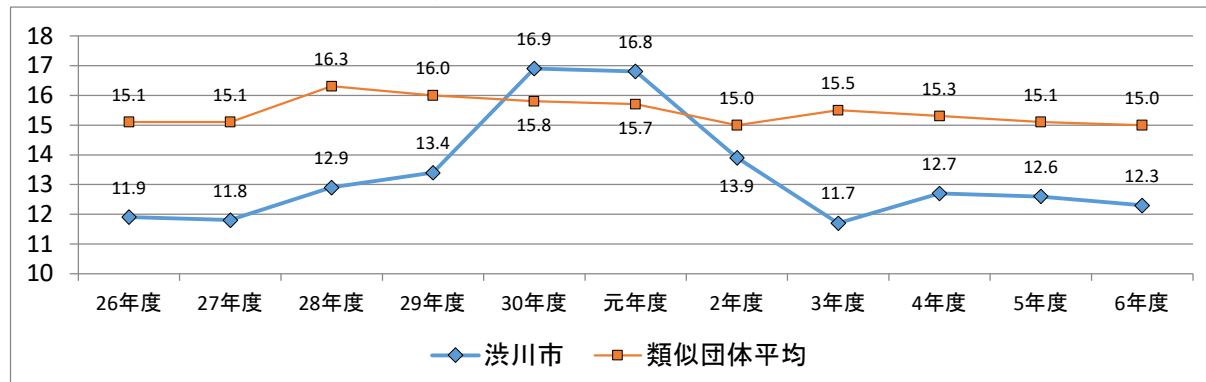
(3) 公債費負担比率

公債費負担比率は、「公債費に充当した一般財源」の「一般財源全体」に対する割合のことで、財政運営の硬直性を測る指標です。目安として 15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインと言われています。

図 18 のとおり、平成 26 年度及び平成 27 年度は、12%程度で推移していました。これは、平成 21 年度まで実施した公的資金補償金免除繰上償還により市債残高が減少し、毎年度支払う公債費が減少したことや、市債発行額の抑制に努めた結果によるものです。

市債残高の圧縮と公債費の縮減のために繰上償還を行ったことにより、平成 30 年度及び令和元年度において比率が 15%を超過しましたが、令和 6 年度では 12.3 %となっています。

図 1 8 公債費負担比率の推移 (%)



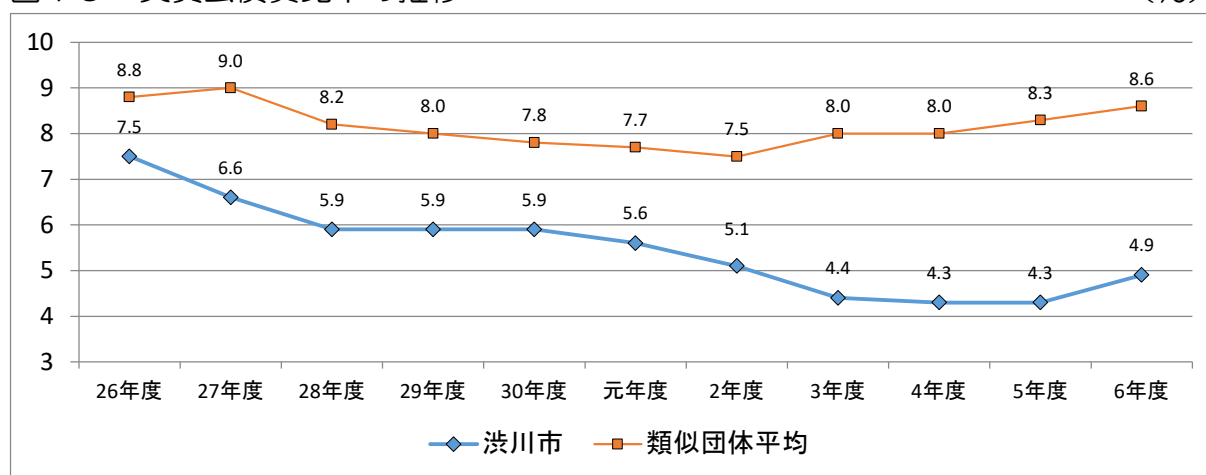
(4) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方財政健全化法における財政状況の健全度をみる指標の1つで、「公債費」、「公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるもの」及び「一部事務組合等の公債費類似経費（準公債費）」などの合計額が、標準的に収入しうる「経常一般財源」である標準財政規模に占める割合をみる指標です。この指標は、過去3か年の平均値を用い、低ければ低いほど借入金の償還以外で自由に使えるお金が多いことになります。

図19のとおり、本市の場合、平成26年度時点では7.5%でしたが、市債発行額の抑制に努めたこと及び平成30年度から令和2年度までに実施した繰上償還の効果により、令和4年度までは減少傾向にありました。しかしながら、令和6年度は、過年度に借り入れた市債の償還が始まったことなどにより、4.9%まで増加しています。

令和元年度以降に実施した合併特例事業債を活用した大型事業に係る元金償還が順次開始していること及び令和7年度以降にも大型事業の実施に伴う多額の市債の借入が見込まれることから、今後、実質公債費比率は増加していくことが見込まれます。

図19 実質公債費比率の推移 (%)



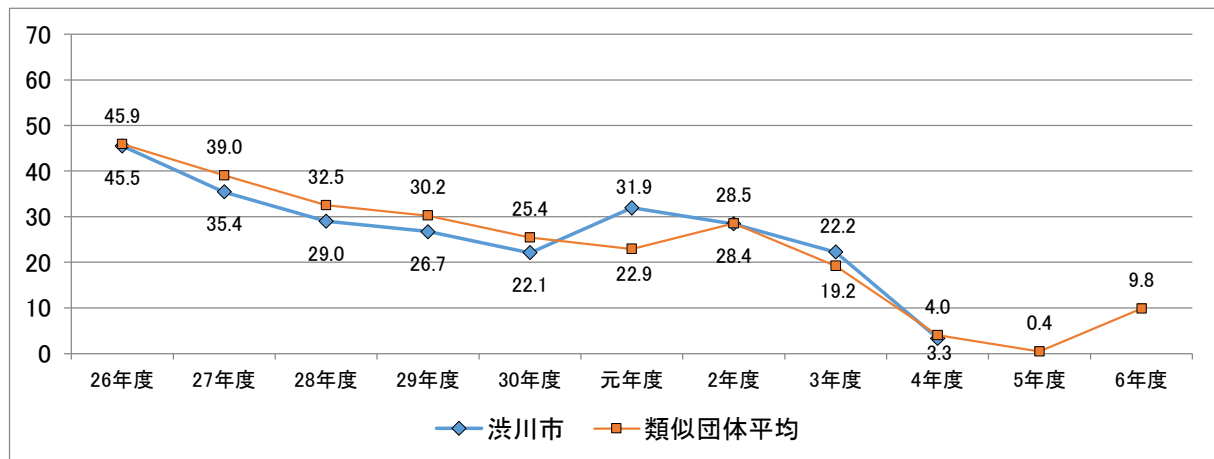
(5) 将来負担比率

将来負担比率は、地方財政健全化法における財政状況の健全度をみる指標の1つで、公営事業会計や一部事務組合、公社や出資法人も含め、本市が将来支払う可能性がある負債の一般会計の標準財政規模に対する比率を示すものです。高ければ高いほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなります。

その目安となる早期健全化基準は350%ですが、図20のとおり、本市の場合、令和5年度に引き続き令和6年度においても該当なし（将来負担額に充当可能な財源が、将来負担額を上回った状態）となっており、健全な財政状況を維持していると言えます。

図20 将来負担比率の推移

(%)



(6) 市民一人当たり市債残高

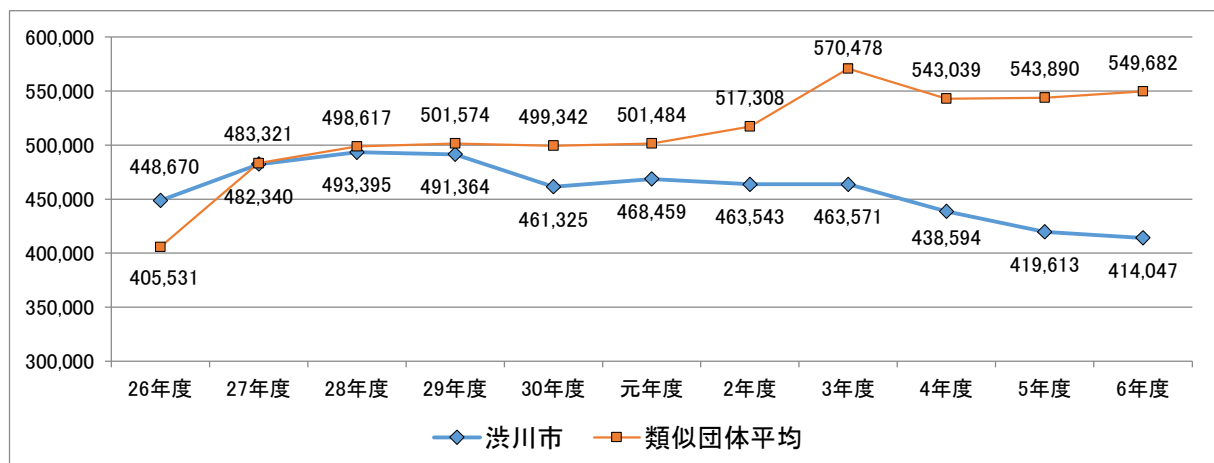
一般会計における市民一人当たりの市債残高は、各年度末の市債残高を住民基本台帳人口で割って算出したものです。

本市は合併以来、類似団体平均を下回る状況が続いていましたが、平成22年度以降、新市建設計画に基づく大型事業等の実施に伴う借入が増加し、平成25年度に類似団体平均を上回りました。図21のとおり、その後も年々増え続け、平成28年度末の市民一人当たりの市債残高は49万3,395円となりましたが、平成30年度から令和2年度までに市債の繰上償還を行い、市債残高を圧縮したこと等により、令和6年度末は41万4,047円に減少しています。

今後も、市債の借入額と償還額のバランスに配慮した財政運営に努めます。

図21 市民一人当たり市債残高の推移

(円)



※人口は各年度末現在の住民基本台帳人口を使用。

4 財務書類等による視点別財政指標

財務書類のうち、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書から得られる財政指標を分析すると、本市の様々な課題が明らかになります。

例えば、有形固定資産全体の「有形固定資産減価償却率」は、本市の場合、平均値を超えているため、公共施設等の老朽化が進んでいることが分かります。

なお、財務書類については、平成27年1月に総務省が「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表したことに伴い、本市においても平成28年度から「統一的な基準」に基づき作成しています。これにより、各指標名や算出方法を再整理するとともに、それまで未整備であった固定資産台帳を整備し、個々の資産ごとに取得価額や耐用年数を把握しました。

以下では、6つの視点別に各種の財政指標を算出しています。

(1) 資産形成度

資産形成度は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」を把握するための視点です。

貸借対照表は、資産の部において市の保有する資産情報を一覧表示しており、これを市民一人当たり資産額や有形固定資産の行政目的別割合、歳入額対資産比率、有形固定資産減価償却率といった指標を用いてさらに分析することにより、市民等に対して新たな情報を提供するものと言えます。

ア 市民一人当たり資産額

資産額を住民基本台帳人口で割り、市民一人当たり資産額とするもので、他団体との比較も容易な指標です。

本市の令和6年度の市民一人当たり資産額は、表12のとおり201万2千円で、平成29年度からほぼ横ばいとなっています。全国の都市における市民一人当たりの資産額の平均的な値は、100万円から300万円までの間のため、本市は平均的であると言えます。

表12 市民一人当たり資産額 (円)

指 標 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
市民一人当たり資産額	2,070,845	2,057,464	2,020,867	2,023,619	2,031,058	2,003,969	2,003,485	2,011,801

【計算式】 市民一人当たり資産額＝資産合計÷住民基本台帳人口（当該年度3月末時点）

【参 考】 令和5年度類似団体平均値は、226万円

イ 有形固定資産の行政目的別割合

有形固定資産の行政目的別（生活インフラ・国土保全、教育、福祉等）の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重を把握するものです。これを経年比較することにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを把握することができます。また、類似団体との比較により、本市の資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性を検討するのに役立てることができます。

本市の令和6年度の有形固定資産を行政目的別に見ると、表13のとおり、生活インフラ・国土保全が775.3億円(62.88%)で過半数を占めており、総務が212.4億円(17.23%)、教育が173.1億円(14.04%)と続きます。

表13 有形固定資産の行政目的別割合 (百万円)

行政目的	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
生活インフラ・国土保全	94,122	65.88%	92,536	65.28%	89,577	64.80%	87,373	64.04%	85,439	64.33%	82,361	63.65%	79,754	63.40%	77,531	62.88%
教育	17,877	12.51%	18,216	12.85%	19,064	13.79%	19,674	14.42%	18,733	14.11%	18,065	13.96%	17,374	13.81%	17,306	14.04%
福祉	2,879	2.02%	2,879	2.03%	2,628	1.90%	2,564	1.88%	2,479	1.87%	2,444	1.89%	2,295	1.82%	2,204	1.79%
環境衛生	2,544	1.78%	2,489	1.76%	2,423	1.75%	2,355	1.73%	2,288	1.72%	3,143	2.43%	3,075	2.44%	3,015	2.45%
産業振興	2,985	2.09%	2,911	2.05%	706	0.51%	695	0.51%	315	0.24%	367	0.28%	549	0.44%	698	0.57%
消防	1,507	1.05%	1,463	1.03%	1,343	0.97%	1,536	1.13%	1,458	1.10%	1,400	1.08%	1,331	1.06%	1,311	1.06%
総務	20,951	14.66%	21,267	15.00%	22,499	16.28%	22,244	16.30%	22,094	16.64%	21,609	16.70%	21,422	17.03%	21,241	17.23%
合計	142,865	100.00%	141,761	100.00%	138,240	100.00%	136,441	100.00%	132,807	100.00%	129,390	100.00%	125,800	100.00%	123,306	100.00%

※「構成比」の合計は、小数点第2位未満を四捨五入しているため、100にならない場合がある。

ウ 歳入額対資産比率

歳入額対資産比率は、該当年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成された資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、本市の資産形成の度合いを測ることができます。この比率が高いほど社会資本整備が進んでいる傾向にあるとされ、一方、福祉サービスをはじめとした経常的な行政サービスを重視してきた場合には、数値が低めに算出される比率となっています。

この比率の平均的な値は、3.0から7.0までの範囲です。令和6年度の本市の比率は、表14のとおり3.51であり、平均的な値の範囲内にあります。

表14 歳入額対資産比率 (年)

指 標 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入額対資産比率	4.69	4.34	3.94	3.33	3.78	3.96	3.77	3.51

【計算式】 歳入額対資産比率＝資産合計÷歳入総額

工 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、資産取得後、平均してどの程度老朽化が進んでいるかを把握するための比率で、数値が高いほど老朽化が進んでいることになります。この比率の平均的な値は、35%から50%までの間です。令和6年度の本市の比率は、表15のとおり全体で74.97%で、平均的な値を超過しており、本市全体として資産の老朽化が進んでいることが分かります。

行政目的別では、環境衛生を除き、全て50%を超えている状況となっています。

老朽化が進む公共施設等に対しては、大規模改修による長寿命化対策や建て替えを行う必要がありますが、全ての公共施設等に対策を講じることは多額の財政負担が必要となり事実上不可能です。このため、公共施設等の今後のあり方について検討を行い、存続していく施設を見極めて長寿命化計画を策定し、将来世代に大きな負担を強いることのないよう、財政負担を考慮しながら計画的な施設整備を進める必要があります。

表15 有形固定資産減価償却率 (%)

全体及び行政目的		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全体		64.27	65.39	66.75	67.72	69.50	71.23	73.16	74.97
	生活インフラ・国土保全	66.05	67.25	69.29	70.94	72.44	73.91	75.60	77.31
	教育	63.72	64.22	64.66	62.98	65.44	67.84	70.08	72.25
	福祉	53.00	54.11	57.08	59.22	61.58	63.16	66.14	68.49
	環境衛生	16.45	18.65	20.99	23.44	25.71	25.25	30.13	32.20
	産業振興	52.19	53.96	63.58	62.60	66.52	68.73	75.94	74.45
	消防	48.72	51.18	55.05	53.46	56.44	59.64	61.66	63.36
	総務	68.48	69.86	50.87	52.43	54.35	55.51	60.79	63.21

【計算式】 有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額）×100

（２）世代間公平性

世代間公平性は、「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」を把握するための視点です。これは、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされるものです。世代間公平性を表す指標としては、地方財政健全化法における将来負担比率もありますが、貸借対照表は、財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担のバランスが適切に保たれているのか、どのように推移しているのかを端的に把握することが可能です。具体的には純資産比率や将来世代負担比率が分析指標として挙げられます。

ア 純資産比率

純資産比率（社会資本等形成の現世代負担比率）は、国県支出金や地方税などで構成される「純資産」を用いて公共資産整備を行ってきた割合を表すものです。別の言い方をすれば、地方公共団体が持つ資産のうち、現世代と将来世代の持分割合を示すもので、資産が現世代の拠出によって得られたものなのか、将来世代の負担で形成されたものなのかを表します。民間企業の財務能力の判断においては最も重視される指標です。

純資産比率が高ければ、現世代が資産の形成コストを多く負担したことを表します。反対に低ければ、将来世代がそのコストを多く負担しなければならないことを表します。平均的な値は、50%から90%までの間です。令和6年度の本市の比率は、表16のとおり75.88%であり、割合は平均的であると言えます。

表16 純資産比率 (％)

指 標 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
純資産比率 (社会資本等形成の現世代間負担比率)	72.33	73.69	72.79	73.07	73.37	74.21	75.39	75.88

【計算式】 純資産比率＝純資産合計÷資産合計×100

【参 考】 令和5年度類似団体平均値は、72.2%

イ 将来世代負担比率

将来世代負担比率は、社会資本等について将来の返済が必要な負債による形成割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができます。平均的な値は、15%から40%までの間です。令和6年度の本市の比率は、表17のとおり24.1%であり、割合は平均的であると言えます。

今後も新規に発行する地方債の抑制を行い、将来世代の過度な負担の減少に努める必要があります。

表17 将来世代負担比率 (％)

指 標 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
将来世代負担比率 (社会資本等形成の現世代負担比率)	27.00	25.21	25.90	25.65	25.99	24.97	24.22	24.10

【計算式】 将来世代負担比率＝地方債残高÷有形・無形固定資産合計×100

(3) 持続可能性（健全性）

持続可能性（健全性）は、「財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）」を把握するための財政運営に関する本質的な視点です。これに対しては、第一に、地方財政健全化法の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）による分析が行われますが、これに加えて財務書類から有用な情報を得ることができます。

地方公共団体の負債に関する情報については、現行の予算に関する説明書においても、債務負担行為額や地方債現在高などを把握することができますが、貸借対照表においては、この他に退職手当引当金や未払金などの負債を把握することができます。財政の持続可能性に関する具体的な指標としては、市民一人当たり負債額、基礎的財政収支（プライマリーバランス）や債務償還可能年数が挙げられます。

ア 市民一人当たり負債額

負債額（市債のほか退職手当引当金等を含む。）を住民基本台帳人口で割り、市民一人当たり負債額とすることにより、市民にとってわかりやすい情報となるとともに、他団体との比較が容易となります。表 18 のとおり、本市の令和 6 年度の市民一人当たり負債額は 48 万 5,313 円でした。全国の都市における市民一人当たりの負債額の平均的な値は 30 万円から 100 万円までの間であるため、本市は平均的であると言えます。

表 18 市民一人当たり負債額 (円)

指 標 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
市民一人当たり負債額	572,922	541,280	549,965	544,998	540,915	516,766	493,069	485,313

【計算式】 市民一人当たり負債額＝負債合計÷住民基本台帳人口（当該年度 3 月末時点）

【参 考】 令和 5 年度類似団体平均値は、64 万円

イ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息支出を除く。）と投資活動収支の合算額により算出します。これは、市債等の元利償還額を除いた歳出と、市債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する市債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であると言えます。

なお、基礎的財政収支は、国の財政健全化目標にも用いられていますが、地方公共団体の場合は建設公債主義が厳密に適用されており、自己判断で赤字公債を発行できないため、国と地方公共団体で基礎的財政収支を一概に比較すべきでないことにも留意が必要です。

令和 6 年度の本市の基礎的財政収支は、表 19 のとおり、9.8 億円の黒字ですが、前年度と比較すると約 14.8 億円減少しました。今後も持続可能な財政運営を行うために、市債発行額を市債償還額の範囲内に抑えることが重要となります。

表19 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

（千円）

指 標 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
基礎的財政収支	1,249,065	2,842,516	805,440	596,933	1,173,902	1,623,949	2,461,433	977,603

【計算式】 基礎的財政収支＝業務活動収支（支払利息支出を除く）＋投資活動収支

ウ 債務償還可能年数

実質債務（市債残高や退職手当負担見込額などから充当可能な基金を控除した債務）が、資金収支計算書上の業務活動収支（行政サービス提供に関する収支。臨時収支分を除く。）の黒字分の何年分あるかを表すものです。償還可能年数が短いほど債務償還能力が高いと言えます。債務の償還原資を経常的な業務活動からどれだけ確保できているかということは、債務償還能力を把握する上で重要な視点の1つです。令和6年度の本市の債務償還可能年数は、表20のとおり20.57年となっています。

表20 債務償還可能年数

（年）

指 標 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
債務償還可能年数	12.22	13.21	14.33	14.16	15.61	17.11	17.87	20.57

【計算式】 債務償還可能年数＝実質債務÷償還財源上限額

実質債務：「将来負担額」－「充当可能基金残高」（健全化判断比率の算定に用いた数値）

償還財源上限額：「業務収入」＋「臨時財政対策債発行可能額」－「業務支出」

（4） 効率性

効率性は、「行政サービスが効率的に提供されているか」を把握するための視点です。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされています。

効率性を把握するうえで重要となるのが行政コスト計算書です。地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示し、行財政の効率化を目指すに当たって不可欠となる財務情報を一括して示しています。行政コスト計算書においては、市民一人当たり行政コストなどの指標を用いることによって、効率性の度合いを定量的に測定することが可能となります。

ア 市民一人当たり行政コスト

行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で割り、市民一人当たり行政コストとすることにより、地方自治体の行政活動の効率性を測定することができます。また、当該指標を類似団体と比較することで、当該団体の効率性の度合いを評価することができます。

なお、市民一人当たり行政コストについては、地方公共団体の人口や面積、行政権能等により異なるため、一概に他団体と比較するのではなく、類似団体と比較すべきことに留意する必要があります。

表2-1 市民一人当たり行政コスト

(千円)

勘定科目名		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経常費用全体		394	404	416	544	487	485	488	507
主な費用	人件費	79	69	71	80	80	81	80	84
	物件費等	146	131	140	140	149	151	155	151
	補助金等	77	65	62	198	120	110	118	119
	社会保障給付	39	83	85	85	87	90	95	105
	他会計への繰出金	45	47	49	32	31	30	30	31

イ 行政コスト対公共資産比率

行政コスト対公共資産比率は、行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストが投入されているかなどについて分析できる指標です。この比率の平均的な値は10%から30%までの間で、令和6年度の本市の比率は、表2-2のとおり26.9%であるため、平均的な値の範囲内となっています。

表2-2 行政コスト対公共資産比率

(%)

指 標 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
行政コスト対公共資産比率	20.44	20.97	21.82	28.48	25.63	25.72	26.07	26.90

【計算式】 行政コスト対公共資産比率＝経常費用÷固定資産×100

(5) 弾力性

弾力性は、「資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか」を把握するための視点です。財政の弾力性については、一般に経常収支比率（経常経費充当一般財源の経常一般財源総額に占める比率）等が用いられますが、財務書類においても、弾力性の分析が可能です。

純資産変動計算書においては、地方公共団体の資産形成を伴わない行政活動に係る行政コストに対して地方税、地方交付税等の当該年度の一般財源等がどれだけ充当されているか（行政コスト対税収等比率）を示すことができます。これは、当該団体がインフラ資産の形成や施設の建設といった資産形成を行う財源的余裕度がどれだけあるかを示すものと言えます。

ア 行政コスト対税収等比率

税収等の一般財源等に対する行政コストの比率を算出することによって、当該年度の税収等のうち、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに使われたのかを把握することができます。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いと言え、さらに100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。この比率の平均的な値は、90%から110%までの間です。

令和6年度の本市の比率は、表2-3のとおり102.85%と平均的な値の範囲内ですが、100%を超過しています。これは、過去から蓄積してきた資産の取崩しや翌

年度以降へ引き継ぐ負担が多いことを表しています。

表23 行政コスト対税収等比率 (％)

指 標 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
行政コスト対税収等比率	104.53	104.87	105.52	102.27	102.10	104.61	100.58	102.85

【計算式】 行政コスト対税収等比率＝純経常行政コスト÷財源（税収等＋国県等補助金）×100

（６） 自立性

自立性は、「歳入はどのくらいの税収等で賄われているのか、また、受益者負担の水準はどうなっているのか」を把握するための視点です。これは、地方公共団体の財政構造の自立性に関するものであり、財務書類の行政コスト計算書においては、使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出することが可能であるため、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができます。

ア 受益者負担割合

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料などの行政サービスに係る受益者負担の金額です。これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。地方公共団体の行政サービス全体の受益者負担の割合を経年比較したり、類似団体と比較したりすることにより、当該団体の受益者負担の特徴を把握することができます。

また、これを事業別・施設別に算出することで、受益者負担の割合を詳細に分析することも可能となります。

この比率の平均的な値は、2%から8%までの間です。令和6年度の本市の比率は、表24のとおり5.89%であり、平均的であると言えます。

今後も、業務の効率的な運営による経費節減を徹底するとともに、公共施設の利用者（受益者）からの維持管理費や運営費に見合った適正かつ公平な負担（使用料等）を求めることについても検討する必要があります。

表24 受益者負担割合 (％)

指標名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受益者負担割合	3.51	5.00	4.82	4.33	2.71	3.71	6.74	5.89

【計算式】 受益者負担割合＝経常収益÷経常費用×100

【参 考】 令和5年度類似団体平均値は、3.9%

5 今後の財政見通し

(1) 財政推計(義務的経費等充当分を除いた一般財源額の見通し)

この財政推計では、「歳入のうち一般財源となる科目」と「歳出のうち一般財源の充当が必要な義務的経費等(特別会計への繰出金等や広域組合への負担金を含む。)」の令和15年度までの推計を行い、これらを差し引き、自由に使うことができる一般財源額を算出しています。

財政推計の結果、令和15年度における自由に使うことができる一般財源額は31.8億円で、これは、令和6年度決算額67.5億円よりも35.7億円の減額となる見込みです。

減額の主な要因としては、歳入では労働人口の減少に伴う個人住民税の減収及び地方交付税の見込額の減額が、歳出では、広域組合等への負担金や社会保障給付費に相当する扶助費、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金等の増額が挙げられます。

これらのことから、推計上では、今後、自由に使える一般財源の確保が厳しくなる見込みです。

表25 財政推計

◆歳入(一般財源)

(百万円)

歳入科目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1市税	11,337	11,504	11,752	11,365	11,358	11,357	10,879	10,937	11,000	10,756
2地方譲与税	450	457	451	451	451	451	451	451	451	451
3各種交付金	2,885	2,752	2,684	2,684	2,684	2,684	2,684	2,684	2,684	2,684
4地方交付税	9,398	9,737	9,250	9,277	9,279	9,237	9,100	8,900	8,752	8,710
5臨時財政対策債	85	0	0	100	100	100	100	100	100	100
6基金繰入金	1,731	1,167	2,586	1,578	1,630	1,537	1,300	1,300	1,300	1,300
財政調整基金	1,685	1,045	2,361	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
減債基金	46	122	225	278	330	237	0	0	0	0
歳入合計	25,886	25,617	26,723	25,455	25,502	25,366	24,514	24,372	24,287	24,001

◆歳出(一般財源の充当が必要な義務的経費等)

(百万円)

歳出科目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1人件費	5,971	5,993	6,032	6,006	6,006	6,006	6,006	6,006	6,006	6,006
2扶助費	3,422	3,355	3,438	3,497	3,557	3,620	3,683	3,757	3,834	3,913
3公債費	3,539	3,622	3,725	3,778	3,830	3,737	3,449	3,237	3,148	3,184
4繰出金等	4,215	4,296	4,305	4,366	4,429	4,495	4,562	4,631	4,702	4,775
法非適用公営企業等	2,858	2,824	2,970	3,031	3,094	3,160	3,227	3,296	3,367	3,440
法適用公営企業	1,357	1,472	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335
5広域組合等負担金	1,993	2,067	2,178	2,990	2,678	2,247	2,591	2,714	2,784	2,949
歳出合計	19,140	19,333	19,678	20,637	20,500	20,105	20,291	20,345	20,474	20,826

◆差引額(義務的経費等へ充当した分を除いた一般財源額)

(百万円)

歳入－歳出	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
充当可能一般財源	6,746	6,284	7,045	4,818	5,002	5,261	4,223	4,027	3,813	3,175
R6決算対比	100%	93%	104%	71%	74%	78%	63%	60%	57%	47%

このように、本市の財政状況は年々厳しさを増していくため、一般財源の確保に向けては、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、事業の見直しを徹底して行うとともに、選択と集中による身の丈にあった予算編成を行うことが必要となります。

○歳入推計の考え方

令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算額とし、令和9年度以降については、以下のとおりとしました。

1 市税 (1)個人市民税 (2)法人市民税 (3)固定資産税及び都市計画税 (4)入湯税 (5)その他の税目	・国立社会保障・人口問題研究所公表の将来推計による生産年齢人口の減少を踏まえ推計。 ・特殊事情の影響が少ない令和5年度決算額と同程度の額を見込み、以降、同額を据え置く。 ・評価替年度における家屋の減額等を踏まえて推計。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による減収から徐々に回復し、令和15年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前（令和元年度）と同程度となる想定で推計。 ・令和8年度と同程度の額を据え置く。
2 地方譲与税 (1)地方揮発油譲与税 (2)自動車重量譲与税 (3)森林環境譲与税	・いずれも令和8年度と同額を据え置く。
3 各種交付金 (1)地方消費税交付金 (2)法人事業税交付金 (3)その他交付金等	・いずれも令和8年度と同額を据え置く。
4 地方交付税 (1)普通交付税 (2)特別交付税	・基礎数値となる合併特例債元利償還金の影響を考慮し推計。 ・令和8年度と同額を据え置く。
5 臨時財政対策債	・令和9年度以降は、1億円を見込む。 ※臨時財政対策債は地方交付税の代替財源であるため、特定財源である他の市債とは異なり、一般財源となる。
6 基金繰入金 (1)財政調整基金 (2)減債基金	・令和9年度以降は13億円を見込む。 ・公債費のうち35億円を超える額について、充当財源として繰入れを見込む。

○歳出推計の考え方

1 人件費	令和6年度決算統計における職員一人当たり決算額に、令和9年度までは「第4次渋川市定員管理適正化計画」の目標人数を乗じる。推計額には再任用職員及び会計年度任用職員の人件費見込みを加えている。令和10年度以降は、同額を据え置く。
2 扶助費	- 令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算額とする。 - 社会福祉費について、令和9年度以降は、令和2年度から令和6年度までの5か年の伸び率及び国立社会保障・人口問題研究所公表の将来推計における人口減少率を踏まえて推計。 - 老人福祉費について、令和9年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所公表の将来推計における高齢者人口の減少率を踏まえて推計。 - 児童福祉費について、令和9年度以降は、令和2年度から令和6年度までの5か年の伸び率を踏まえて推計。 - 生活保護費、災害救助費、衛生費及び教育費について、令和9年度以降は、令和8年度と同額を据え置く。
3 公債費	- 令和7年度以降は、起債見込額の元利償還金を推計し、既発債の元利償還額に加算して算出。 - 起債見込額については、令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算額とし、令和9年度以降は、臨時財政対策債1億円及び予定している普通建設事業費等を踏まえた市債額を見込む。
4 繰出金等	- 令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算額とする。 - 後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金（療養給付費を含む。）について、令和9年度以降は、令和8年度予算額をベースに令和2年度から令和6年度までの5か年の伸び率で推計。 - 上記以外について、令和9年度以降は、令和8年度と同額を据え置く。
5 広域組合等負担金	- 広域組合負担金については、令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算額とし、令和9年度以降は、広域組合において推計した負担金の見込額を採用。 - その他一部事務組合負担金については、令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算額をベースに推計した額とし、令和9年度以降は令和8年度と同額を据え置く。

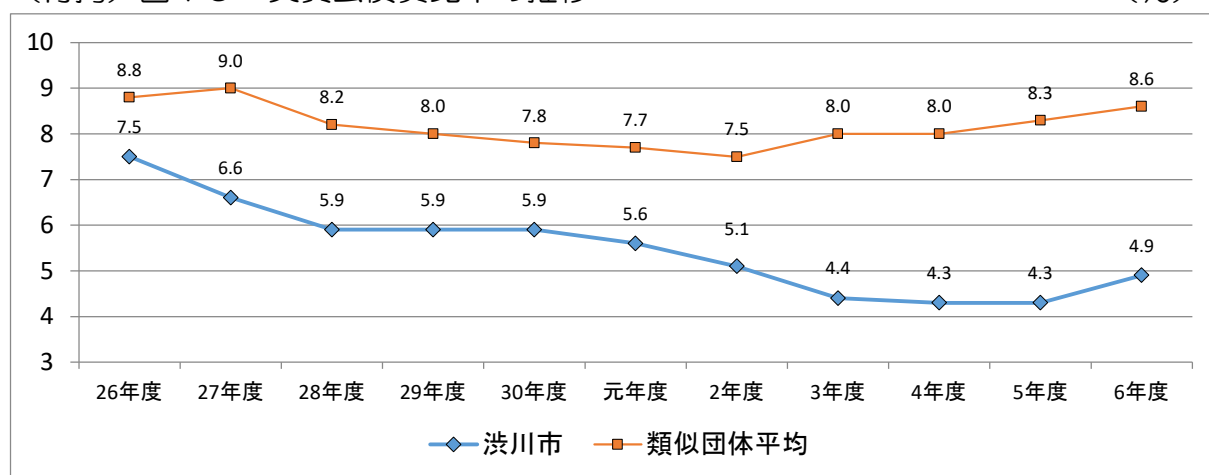
(2) 実質公債費比率の見通し

実質公債費比率の今後の見通しは、表 26 のとおりです。平成 30 年度から令和 2 年度までにかけて実施した繰上償還の効果もあり、公債費は、令和 3 年度から令和 5 年度までは毎年度 35 億円以下で推移しています。それ以降は、古巻公民館の整備や JR 渋川駅及び JR 八木原駅の周辺整備等の大型事業に係る市債借入れの元金償還の開始により、令和 6 年度から令和 11 年度までにかけて公債費が 35 億円を超え、実質公債費比率は 4.9%から 5.5%までの間で推移する見込みです。

表 26 実質公債費比率の推計 (%)

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
4.9	5.0	5.1	5.2	5.5	5.5	5.0	4.0	2.9	2.5

(再掲) 図 19 実質公債費比率の推移 (%)



○推計の考え方

1 元利償還金	・ 33 ページの歳出推計の考え方「3 公債費」と同様。
2 普通交付税	・ 32 ページの歳入推計の考え方「4 地方交付税」の「(1) 普通交付税」と同様。
3 上記以外の要素	・ 一部の要素を除き令和 6 年度の決算数値を据え置く。

【計算式】 実質公債費比率＝〔地方債の元利償還金に充てられた一般財源（繰上償還分除く）－償還費で基準財政需要額に算入された額〕／〔標準財政規模－償還費で基準財政需要額に算入された額〕×100

(3) 将来負担比率の見通し

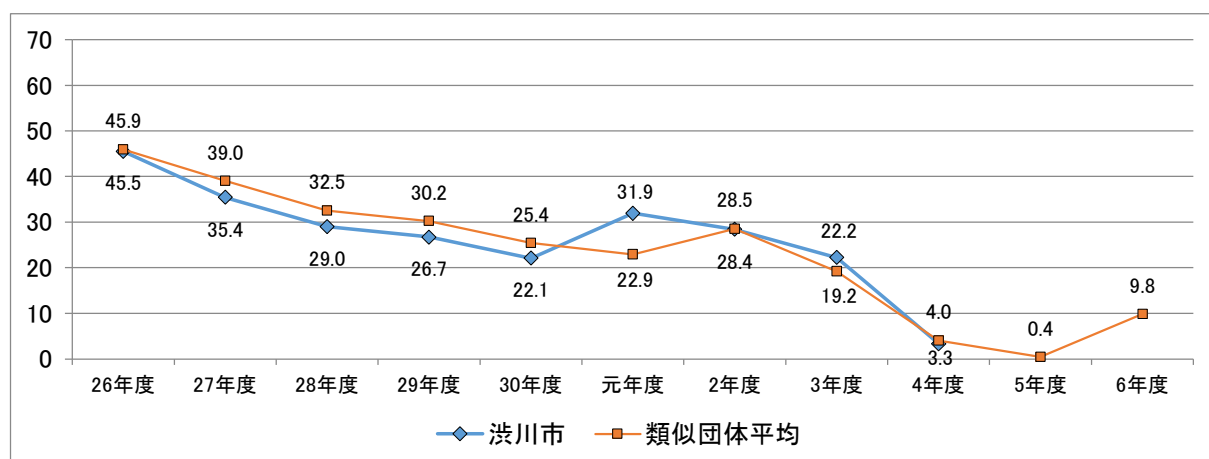
将来負担比率は、令和元年度に市民会館施設設備整備や東部学校給食共同調理場整備などの大型事業を実施したことから、市債借入額が増加し、31.9%に上昇しました。それ以降は減少傾向にあり、令和5年度に引き続き、令和6年度も該当なし（将来負担額に充当可能な財源が、将来負担額を上回った状態）となりました。

今後の見通しについては、JR八木原駅の周辺整備等の大型事業の実施に伴う市債借入額の増加や、財政調整基金等の充当可能基金残高の減少が見込まれるため、令和8年度以降は増加する見込みです。

表27 将来負担比率の推計 (%)

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
-	-	1.2	7.6	9.9	11.0	14.1	15.5	16.6	18.5

(再掲) 図20 将来負担比率の推移 (%)



○推計の考え方

1 元利償還金	・33ページの歳出推計の考え方「3 公債費」と同様。
2 財政調整基金繰入金	・32ページの歳入推計の考え方「6 基金繰入金」と同様。
3 減債基金繰入金	
4 庁舎建設基金	・毎年度1億円の積立てとして推計。
5 組合等の負担金	・広域組合負担金の1年ごとの増減率を踏まえて推計。
6 基準財政需要額算入見込額	・地方債現在高の1年ごとの増減率を踏まえて推計。
7 上記以外の要素	・一部の要素を除き令和6年度の決算数値を据え置く。

【計算式】 将来負担比率＝〔(前年度末地方債現在高＋債務負担行為に基づく支出予定額＋一般会計以外の会計の地方債の償還に充てる一般会計からの繰出金＋広域組合等の地方債の償還に充てる負担金＋退職手当支給予定額＋連結実質赤字額等)－(充当可能基金残高＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)〕／〔標準財政規模－償還費で基準財政需要額に算入された額〕×100

6 財政運営上の課題

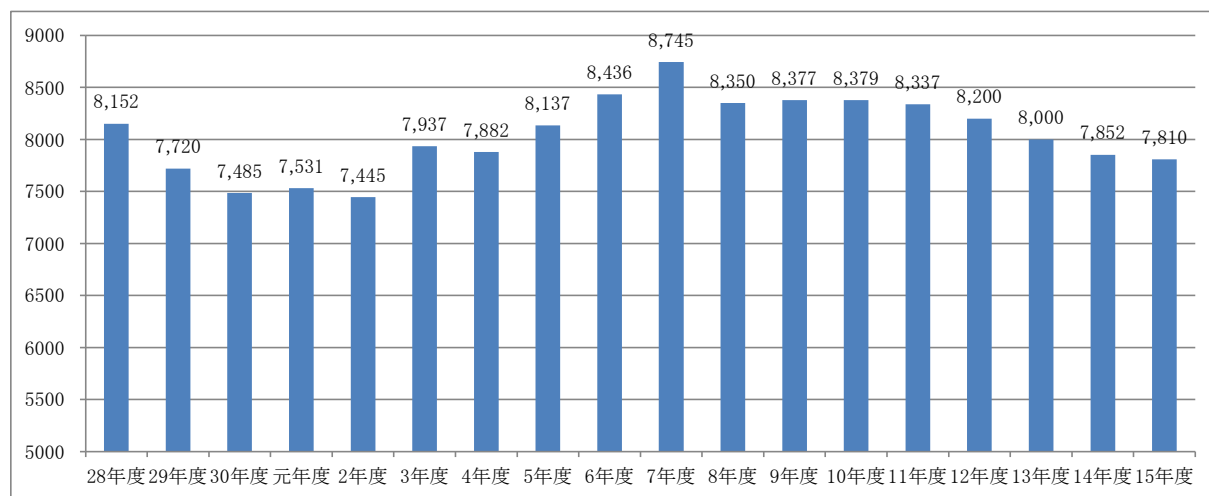
これまでの本市の財政状況と今後の財政見通しを踏まえ、財政運営上の課題を以下のとおり整理します。

(1) 普通交付税額の減収への対応

本市は、令和3年度から普通交付税が一本算定となりました。合併算定替の特例措置が100%適用されていた平成27年度の交付額は84.4億円でしたが、図22のとおり徐々に減収となり、令和2年度は74.5億円となりました。令和3年度から令和7年度までについては、国税収入の増額補正に伴う財政措置により増額し、令和7年度は87.5億円となりましたが、令和8年度以降については、令和11年度頃までは83億円程度で推移するものの、基礎数値となる合併特例債の元利償還金の減少に伴い、徐々に減少することが見込まれます。このように、これまでと同規模の一般財源を確保するのは厳しい状況にあるため、歳出を縮減するなどして財政収支を保つ必要があります。

図22 普通交付税額の今後の見込み

(百万円)



※令和6年度までは実交付額。令和7年度は交付見込額。令和8年度は当初予算額とし、以降は基礎数値となる合併特例債元利償還金の影響を考慮し推計。

(2) 一般財源額の確保と事業の見極め

市税や地方交付税など財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができものを一般財源といいます。地方公共団体が自主的判断の下に、地域の実態に即応した施策を実施するためには、一般財源をできるだけ多く確保していくことが必要です。図23のとおり、本市の歳出決算をみると平成26年度から令和6年度まで、毎年度237億円から264億円までの間で一般財源が使われ、その使われ方も図24のとおり変化しています。

今後、一般財源の大幅な増加は見込めない状況であるため、更なる経費の節減を進めるとともに、歳出事業の見極めを行い、選択と集中による予算編成を行わない限り、持続可能な財政運営はできません。

図2-3 歳出決算に占める一般財源額の推移 (百万円)

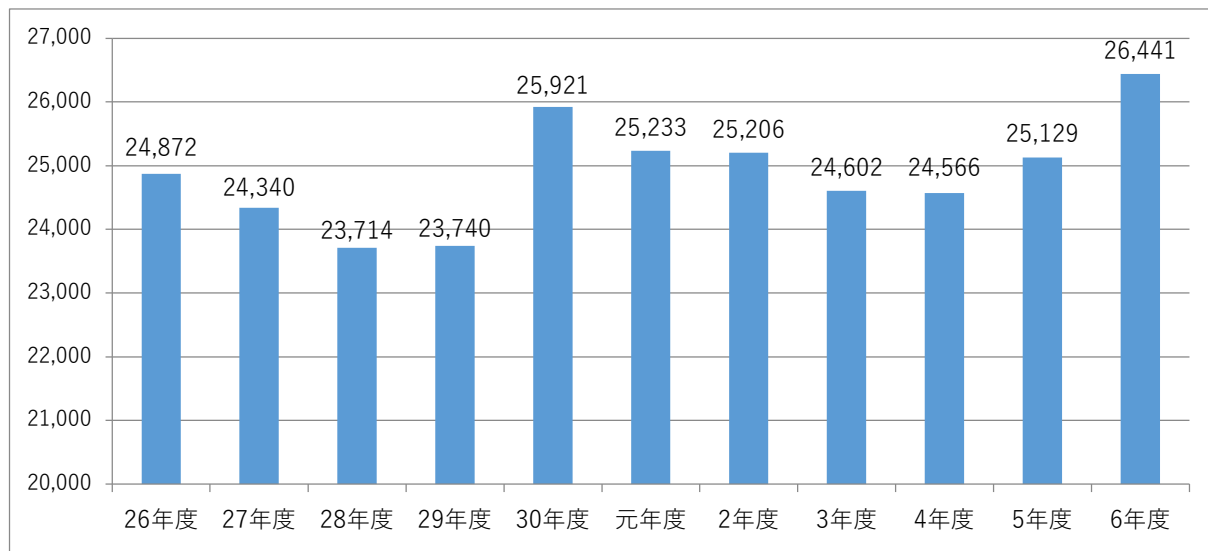
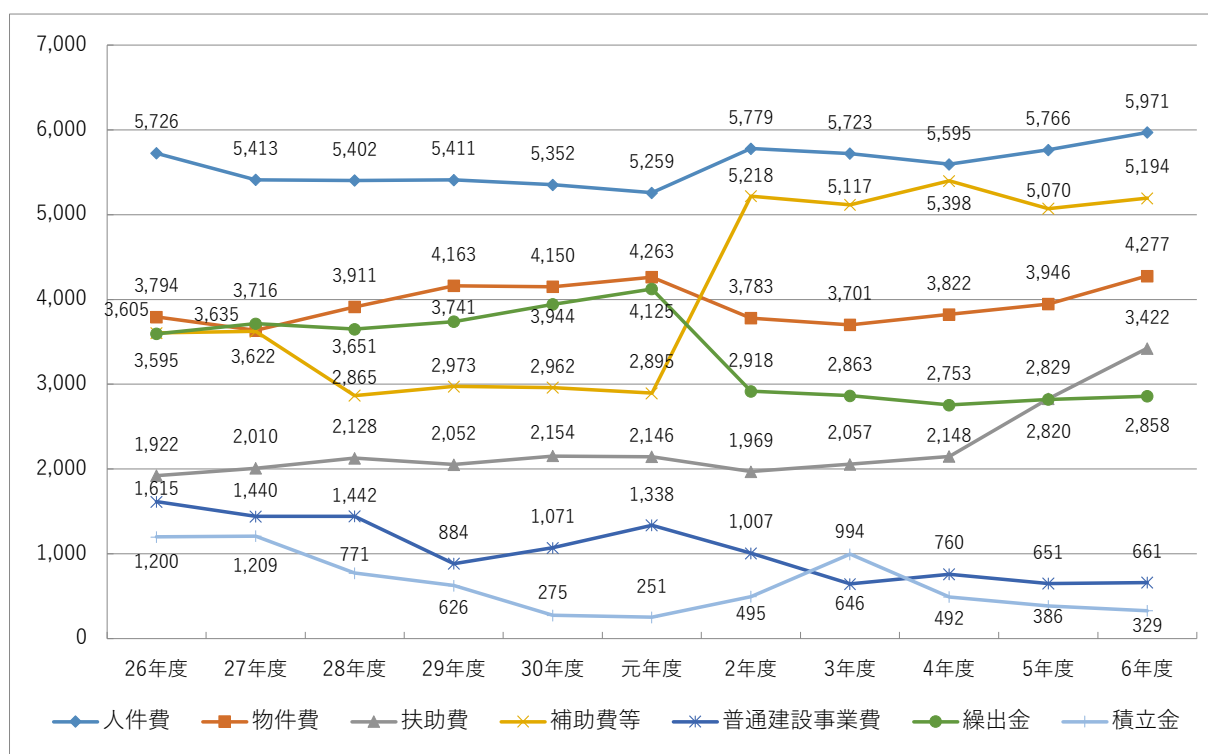


図2-4 歳出決算（主な性質別経費）に占める一般財源額 (百万円)



※令和2年度から令和6年度までの補助費等は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金又は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の地方単独事業分を含む。

(3) 市債残高の計画的な圧縮

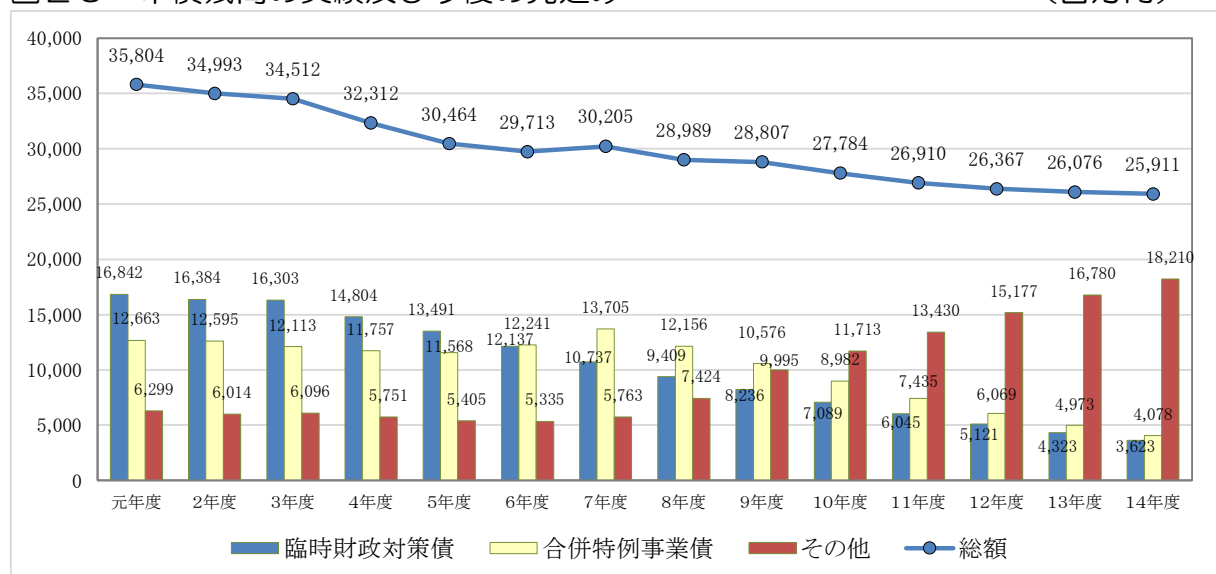
合併当初 306.6 億円であった市債残高は、小中学校の耐震改修、公民館の建て替えなどの大型事業の実施に伴い大幅に増加し、平成 28 年度には 392.8 億円まで膨らみましたが、平成 30 年度から令和 2 年度までにかけて実施した繰上償還により、令和 2 年度末残高は 349.9 億円に減少しました。市債残高は、本市の財政規模を考えると今後も計画的に圧縮していくことが必要です。

表 28 及び図 25 は、市債残高の実績及び今後の見込みです。市債残高を圧縮していくためには、今後予定している事業について例外なく見直しを行うほか、公共施設等のあり方検討により施設整備の方針を立てるとともに、事業の計画年度の平準化を図るなど、市債借入額を考慮した行財政運営が必要となります。

表 28 市債残高の実績及び今後の見込み (百万円)

年度	総額	臨時財政対策債	合併特例事業債	その他
元年度	35,804	16,842	12,663	6,299
2年度	34,993	16,384	12,595	6,014
3年度	34,512	16,303	12,113	6,096
4年度	32,312	14,804	11,757	5,751
5年度	30,464	13,491	11,568	5,405
6年度	29,713	12,137	12,241	5,335
7年度	30,205	10,737	13,705	5,763
8年度	28,989	9,409	12,156	7,424
9年度	28,807	8,236	10,576	9,995
10年度	27,784	7,089	8,982	11,713
11年度	26,910	6,045	7,435	13,430
12年度	26,367	5,121	6,069	15,177
13年度	26,076	4,323	4,973	16,780
14年度	25,911	3,623	4,078	18,210

図 25 市債残高の実績及び今後の見込み (百万円)



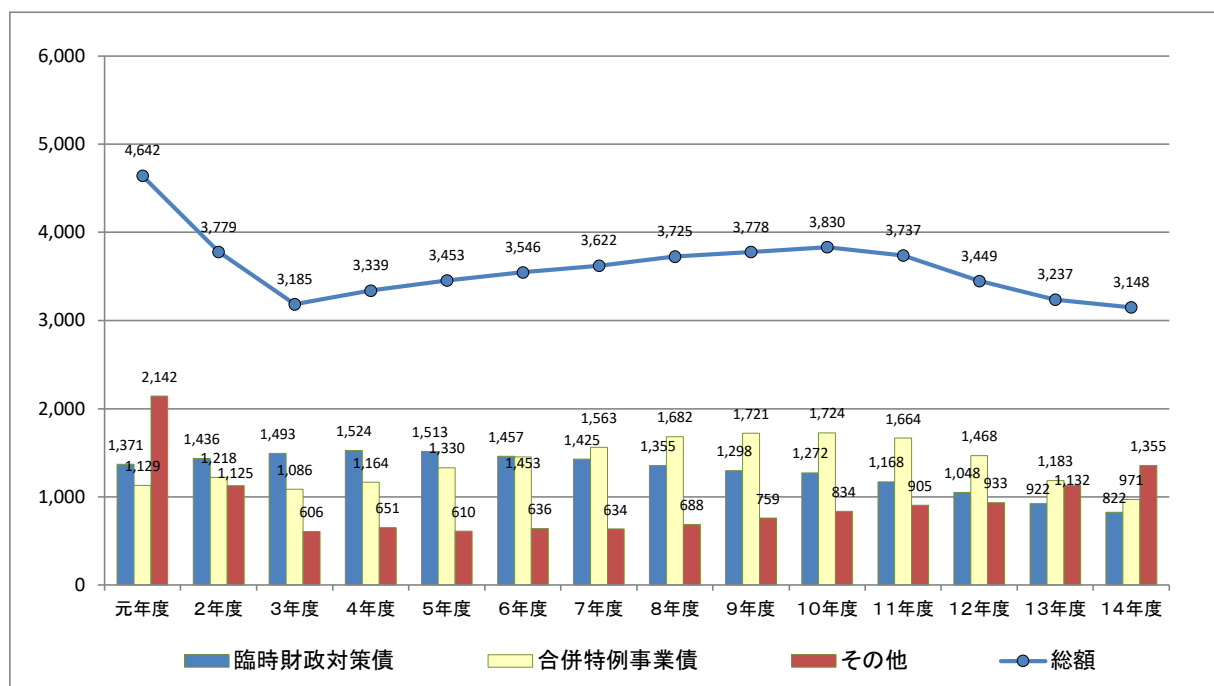
また、元利償還額（公債費）の令和6年度までの実績額と令和7年度以降の見込額は、表29及び図26のとおりです。元利償還額は、繰上償還を実施していることから令和元年度及び令和2年度は高額となっています。また、令和6年度から令和11年度までにかけては、35億円を超過する見込みです。35億円を超過する公債費には減債基金を充当し、公債費に多額の一般財源額を充当することがないように対応します。

表29 元利償還額の実績及び今後の見込み (百万円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
4,642	3,779	3,185	3,339	3,453	3,546	3,622
8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
3,725	3,778	3,830	3,737	3,449	3,237	3,148

※上記元利償還額には、令和元年度に実施した「利率が1.9%以上の公的資金」11.7億円の繰上償還額及び令和2年度に実施した「利率が1.8%以上の公的資金」等4.2億円の繰上償還額が含まれている。

図26 元利償還額の実績及び今後の見込み (百万円)



(4) 公共施設の適正配置及び更新・統廃合・長寿命化

本市は、市町村合併により公共施設等が増加し、用途の重複した施設が数多くあります。それらの多くは、今後20年から30年までの間に老朽化による更新の時期を迎えますが、これら全ての公共施設等を維持及び更新していくことは、本市の財政に大きな負担となることから、公共施設等の統合、廃止等の実施により施設総量を削減し、維持管理に要する費用の縮減・平準化を図る必要があります。

統廃合に当たっては、公共施設等の果たしてきた機能・役割のうち、今後も維持していくべき機能・役割を見極め、必要なサービスの水準を保つことが大切となります。このため、まずは、公共施設等に係る経費の抑制と平準化を図ることで財政負担を軽減していくことが必要となります。事後的な修繕から予防保全型の維持管理へ転換を図り、施設の長寿命化を進め、その上で、人口推移や地域性を踏まえ、将来にわたり必要な施設について、類型ごとの保有量を検討し、公共施設等の最適化に取り組む必要があります。

表30 公共施設の施設類型別保有状況

(令和6年度末)

大分類	中分類	施設	延床面積 (㎡)	主な施設
市民文化系施設	集会施設	43	21,948.35	公民館、住民センター、会館等
	文化施設	1	6,746.13	市民会館
社会教育系施設	図書館	2	2,710.00	図書館
	博物館等	11	5,337.61	資料館、文学館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	24	24,170.69	体育館、プール、管理棟等
	レクリエーション施設・観光施設	7	5,007.29	バンガロー、管理棟、四阿、ロープウェイ駅等
	保養施設	3	5,559.05	温泉施設
産業系施設	産業系施設	10	3,009.97	直売所、体験施設、物産館等
学校教育系施設	学校	23	137,673.25	校舎、屋内運動場、物置等
	その他教育施設	4	7,308.75	学校給食共同調理場、教育研究所
子育て支援施設	幼稚園・保育所	9	10,604.93	幼稚園、保育所
	幼児・児童施設	13	12,032.14	子育て支援総合センター、学童保育所
保健・福祉施設	高齢福祉施設	5	5,461.74	福祉センター等
	障害福祉施設	1	248.92	地域活動支援センター
	その他社会福祉施設	2	3,139.95	社会福祉センター、福祉会館
医療施設	医療施設	2	6,906.92	医療支援センター、診療所
行政系施設	庁舎等	7	29,937.00	本庁舎、第二庁舎、行政センター
	消防施設	32	2,825.96	消防団詰所、竜吐泉
	その他行政系施設	14	3,286.65	事務所、倉庫、ボイラー室等
公営住宅	公営住宅	15	32,485.48	住宅棟、倉庫等
公園	公園	51	1,515.60	四阿、便所等
その他	その他	60	19,069.96	供給処理施設、公衆トイレ等
合 計		339	346,986.34	

7 財政運営上の目標設定

本市の財政状況は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による個人住民税の減収など、歳入の増加が見込めない一方で、高齢化等による社会保障給付費の増加や老朽化する公共施設等の維持・更新経費の増大など、行政需要は拡大し、年々厳しさを増していくことが見込まれます。

そこで、財政の健全化を図り、限られた財源を無駄なく効果的に活用し、総合計画を基本とした各種の施策を着実に推進するため、予算編成や予算執行の指針となる財政運営上の目標を設定し、将来にわたり持続可能な財政運営を行います。

(1) 市債残高の圧縮

市債残高を減らしていくためには、借入額が元金償還額を超過しないようにしなければなりません。このため、財政運営方針の当初策定時点（平成 29 年度）において、毎年度の市債借入額を原則 25 億円として予算編成を進めることにより、平成 28 年度末時点で 392.8 億円あった市債残高を、令和 9 年度には 286.8 億円まで圧縮し、106 億円削減する方針としました。



しかし、実際には、市民会館の改修（平成 30 年度から令和元年度まで）や、学校給食調理場の整備（平成 29 年度から令和 2 年度まで）などの大型事業を実施したことや、今後も JR 八木原駅の周辺整備など、当初策定時点において見込んでいなかった大型事業の実施が予定されていることから、当初の方針どおりに市債の借入額を抑制することが困難となりました。総合計画において予定している事業を実施した場合の市債残高の推計は、表 31 のとおりです。令和 9 年度末の市債残高は 288.1 億円となり、当初の目標額を 1.3 億円超過する見込みですが、令和 10 年度には 277.8 億円となり、当初の目標額に達する見込みです。

表 3 1 市債借入見込額と元金償還見込額 (億円)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
市債借入 見込額 A	24.4	25.4	24.9	44.1	27.8	25.7	10.2	15.0	26.9	35.4	23.0	33.5	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
元金償還 見込額 B	29.5	32.3	53.5	43.5	35.9	30.5	32.2	33.5	34.4	35.0	35.2	35.3	35.2	33.7	30.4	27.9	26.7
差額 A-B	-5.1	-6.9	-28.6	0.6	-8.1	-4.8	-22.0	-18.5	-7.5	0.4	-12.2	-1.8	-10.2	-8.7	-5.4	-2.9	-1.7
市債残高 見込額	392.8	385.9	357.4	358.0	349.9	345.1	323.1	304.6	297.1	302.0	289.9	288.1	277.8	269.1	263.7	260.8	259.1

※H28 から R6 までは決算額、R7 は決算見込額、R8 は当初予算額、R9 以降は推計額。

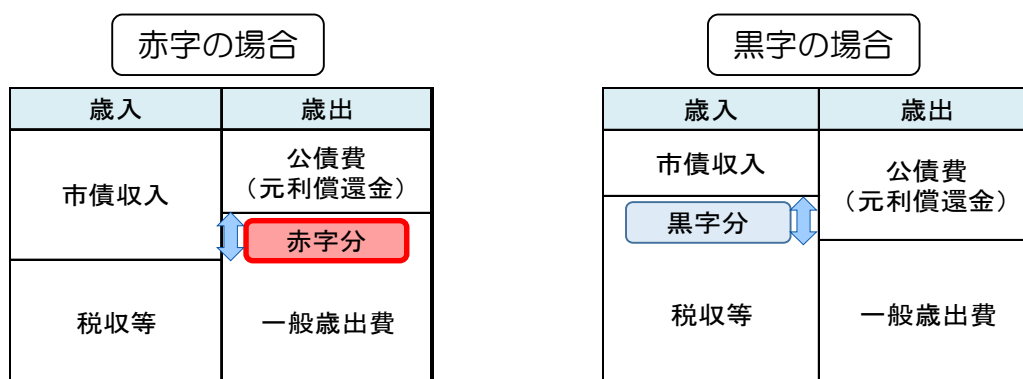
端数調整のため「差額 A-B」と市債残高の前年度との差額は一致しない場合がある。市債借入見込額には、合併特例事業債の基金積立額（R1 から R5 までは 2 億 3,750 万円、R6 は 3 億 4,670 万円、R7 は 3 億 5,530 万円）を含む。

(2) 基礎的財政収支の黒字化継続

平成 28 年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、3.3 億円の黒字となり、平成 25 年度から続いてきた赤字を解消することができました。令和 6 年度は 9.8 億円の黒字となっています。上記（1）に掲げたとおり、市債借入額を計画的に減らし、借入と償還のバランスを保ちながら基礎的財政収支の黒字化を継続し、持続可能な財政運営に努めます。

(再掲) 表 1 9 基礎的財政収支（プライマリーバランス） (千円)

指 標 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
基礎的財政収支	1,249,065	2,842,516	805,440	596,933	1,173,902	1,623,949	2,461,433	977,603



なお、基礎的財政収支（プライマリーバランス）が均衡すれば、市債収入に依存せず、毎年度の税金等によって、過去の借入に対する元利償還金を除いた毎年度の歳出を賄うことができます。

(3) 減債基金の計画的な活用

本市では、今後見込まれる公債費（元利償還額）の増加に備え、計画的に減債基金を積み立てています。令和6年度末時点の減債基金残高は17.3億円となりました。図27のとおり、令和6年度から令和11年度までの間は元利償還額が35億円を超過する見込みであることから、毎年度35億円を超過する公債費に減債基金を充当し、公債費に多額の一般財源額を充当することがないように対応します。

図27 35億円を超過する元利償還額の見込み (百万円)

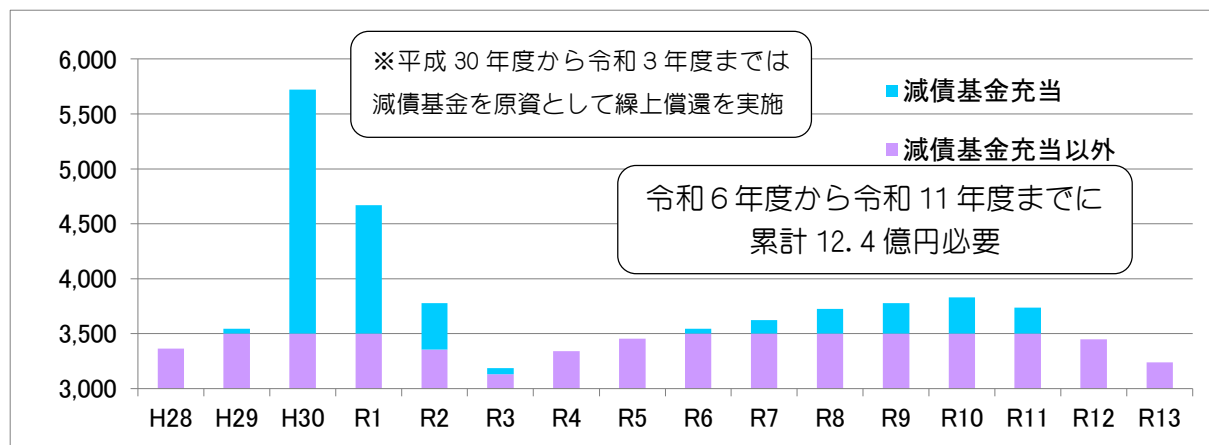


表32 減債基金の積立(見込)額と取崩(見込)額 (千円)

年度	積立額	取崩額	年度末残高	年度	積立額	取崩額	年度末残高
28年度	500,509	0	3,602,125	6年度	146,493	45,858	1,733,507
29年度	300,583	46,000	3,856,708	7年度	84,616	122,076	1,696,047
30年度	158,661	2,222,000	1,793,369	8年度	7,082	224,590	1,478,539
元年度	100,176	1,169,000	724,545	9年度	0	277,867	1,200,672
2年度	100,008	423,500	401,053	10年度	0	329,978	870,694
3年度	776,875	55,700	1,122,228	11年度	0	237,451	633,243
4年度	300,012	0	1,422,240	12年度	100,000	0	733,243
5年度	210,632	0	1,632,872	13年度	100,000	0	833,243

【積立額・取崩額の考え方】

- ・公債費負担の平準化を図るため、毎年度元利償還金が35億円を超過した分は減債基金を取り崩して充当する。
- ・令和3年度から令和7年度までについては、通常の積立てに加え、普通交付税のうち臨時財政対策債償還基金費として交付された額を積み立てた。
- ・積立額について、令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算額、令和9年度以降については、取崩しを行う年度は積立てを行わず、取崩しを行わない年度は後年度の公債費に備えて1億円の積立てを見込む。

(4) 財政調整基金残高の確保

財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金であり、経済の不況等による大幅な税収減や、災害の発生等による支出の増加等、予期しない歳入の減少や歳出の増加に対応するための備えとして、一定程度確保しておくことが必要です。

本市においては、災害の発生など予期せぬ事態への対応のために標準財政規模の2割にあたる40億程度、年度間調整分として合併以降の平均取崩額である10億円程度、合わせて50億円程度を確保することを目標としています。

令和6年度末残高は55.7億円ですが、合併特例事業債を活用した大型事業の実施に伴う公債費の増加や普通交付税等の減収による歳入の減少を考慮すると、今後は取崩額が増加し、残高を一定に保つことが難しくなる見込みであり、表33の推計どおり推移すると、令和9年度には目標額である50億円を下回る見込みです。

取崩額を抑制し、残高が目標額を大きく下回らないよう維持するため、選択と集中による予算編成により、支出を抑制していく必要があります。

なお、令和7年度は積立額が20.5億円と他の年度よりも大きくなっていますが、これは他団体の基金出資金等の返還金など、臨時的な収入を基金に積み立てたことによるものです。

表33 財政調整基金の積立(見込)額と取崩(見込)額 (千円)

年度	積立額	取崩額	年度末残高	年度	積立額	取崩額	年度末残高
28年度	1,386,360	0	6,552,750	6年度	1,405,564	1,684,973	5,573,825
29年度	1,000,496	996,905	6,556,341	7年度	2,046,334	1,044,600	6,575,559
30年度	1,300,656	1,169,615	6,687,382	8年度	1,017,670	2,361,052	5,232,177
元年度	800,895	1,992,683	5,495,594	9年度	1,000,000	1,300,000	4,932,177
2年度	1,326,197	1,662,153	5,159,638	10年度	1,000,000	1,300,000	4,632,177
3年度	1,054,799	418,622	5,795,815	11年度	1,000,000	1,300,000	4,332,177
4年度	1,500,356	870,323	6,425,848	12年度	1,000,000	1,300,000	4,032,177
5年度	1,000,286	1,572,900	5,853,234	13年度	1,000,000	1,300,000	3,732,177

【積立額の考え方】《決算剰余金の積立》

- ・令和6年度までは決算額、令和7年度は決算見込額とし、令和8年度は当初予算額に加え、決算剰余金積立額10億円を見込む。
- ・令和9年度以降は、一定の残高を確保するため、最低でも10億円を積み立てる。

※参考 地方財政法第7条(剰余金)

地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

【取崩額の考え方】《基金からの取崩額》

- ・令和6年度までは決算額、令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算額とする。
- ・令和9年度以降は、13億円を見込む。

(5) 公共施設の総延床面積の縮減

ア 計画の策定

公共施設の適正配置や有効活用等の総合的な管理を推進し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことで、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、行政サービスの水準を確保していくため、平成 26 年度に「渋川市公共施設等総合管理計画」を策定しました。計画では、平成 26 年度から令和 25 年度までの 30 年間で総延床面積の 15%相当を縮減することを目標に掲げています。

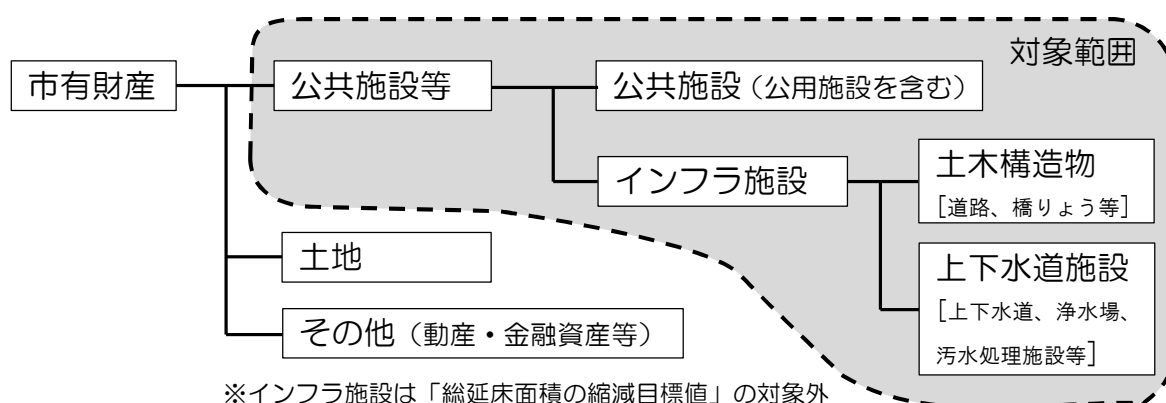
当該目標を確実に達成するため、年度別計画を明らかにし、具体的な取り組みを定めた「渋川市公共施設等総合管理計画第 1 期実施計画」を令和 2 年 3 月に策定しました。

イ 目標値

渋川市公共施設等総合管理計画第 1 期実施計画では、令和 9 年度末での目標値を施設の総延床面積 327,542.57 m²としています。平成 29 年度末の面積 360,050.49 m²を基準とすると、9.03%の縮減率です。

令和 6 年度末時点の施設の総延床面積は 346,986.34 m²であり、平成 29 年度末から 3.63%縮減しました。

ウ 対象範囲



エ 計画期間

総合管理計画（30年間）	平成 26 年度から令和 25 年度まで
実施計画 第 1 期（8年間）	令和 2 年度から令和 9 年度まで
第 2 期（8年間）	令和 10 年度から令和 17 年度まで
第 3 期（8年間）	令和 18 年度から令和 25 年度まで

8 目標達成に向けた取組

財政運営方針に掲げた目標を達成できれば、将来世代にも過度な負担を残さない持続可能な安定した財政運営を確保することができます。そのためには、「渋川市行政改革・DX推進計画（令和8年度から令和12年度まで）」に掲げた具体的な取組を積極的に推進し、自主財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、財源配分の最適化を図り、さらなる経費の見直しを進めます。

また、統一的な基準による財務書類等から得られた財務情報を分析・検証ツールとして積極的に活用し、行財政運営の強化を図ります。

(1) 自主財源の確保

ア 市税収納率の向上

自主財源の安定確保と市民負担の公平性の観点から、市税等の課税客体の的確な把握と適正な課税及び収納率の向上に努めます。

イ 雇用や地域産業の活性化による税基盤の充実

雇用促進や産業振興等により地域産業を活性化し、中長期的な税基盤の充実に努めます。

ウ 受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、提供するサービスや施設の維持管理経費に見合った適正な負担となるよう、減免規定と併せて見直しを行います。

エ 未利用財産の利活用や処分の推進

個々の未利用財産ごとに活用方針を定め、民間への貸付けや売却等による積極的な利活用や処分を進めます。

オ ネーミングライツの導入による収入確保対策の推進

公共施設等に「愛称」を命名する権利をパートナーとなる企業等へ付与する対価としてネーミングライツ料の納入を求め、今後も増加が見込まれる公共施設等の運営費等の新たな財源とします。併せて、パートナーとなる企業との連携を図り、施設の魅力を高めていきます。

カ 新たな収入確保対策の検討

ホームページ等への広告掲載など引き続き自主財源の確保に取り組むとともに、ふるさと応援寄附金の増額に向けた取組の検討など、新たな収入確保対策を検討します。

(2) 財源配分の最適化の推進

ア 成果を重視した事業の見直し

限られた経営資源を活用し、市民の目線に立った効率的で質の高い行政サービスが提供できるようにするため、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業レビュー等を積極的に実施し、事業の見直しを行います。

a 社会保障給付費の増加抑制

市民一人ひとりによる疾病予防、健康づくり、後発医薬品の使用、認知症予防や介護予防などにつながる取組の推進により、医療費や介護費用の増加を抑制します。

また、市が独自で行っている各種の扶助制度は、目的、効果等を検証し、必要性や有効性の観点から見直しを図ります。

b 補助費等の見直し

各種団体の事業費や運営費に対する補助金については、その目的、意図、効果等を精査し、市民活動を停滞させることのないよう、必要性の高いものについて重点化を図ります。また、目的が達成されたものや役割が薄れたものについては、終期の設定や廃止を行います。

c 内部管理経費の削減

同一事務の一元化、仕組みの簡素化、迅速な意思決定による事務の効率化・迅速化などにより、事務経費の一層の削減に努めます。

d 維持管理経費の削減

効率的な施設運営に引き続き取り組み、経費の削減に努めます。

イ 外部委託・民営化の推進

市民ニーズが多様化する中、真に行政が担うべきサービスを見極め、積極的な外部委託・民営化を進め、行政と民間の役割分担を見直します。

ウ 公共施設等マネジメントの推進

「渋川市公共施設等総合管理計画」及び「渋川市公共施設等総合管理計画第1期実施計画」に基づき、施設の統合や廃止を含む施設配置の最適化を図るとともに、公共施設の効率的な管理運営を進めます。

エ 職員数の最適化の推進

効率的でスリムな組織体制を構築し、必要最小限の職員で行政サービスが提供できるよう、定員管理適正化計画に基づき職員数の最適化を図ります。

また、組織目標を共有し、事務の効率化や最適化に取り組み、時間外勤務の縮減により総労働時間の適正化を図ります。

オ 公営企業等への繰出金の抑制

a 公営企業の経営健全化

料金収入などの事業収入により事業を運営するという独立採算の原則に基づき、市民サービスの維持・向上に留意しながら、経営上の課題を明確にするとともに、各種の事業計画に基づき、自立した経営の確立に努めます。

b 基準外繰出金の抑制

独立採算の原則に立ち返り、事業全般の見直しや受益者負担の適正化に取り組み、基準外繰出金を抑制します。

(3) 地方公会計を活用した財務分析の推進

平成 26 年度に総務省から財務書類等の作成に関する統一的な基準が示され、本市では、平成 27 年度に「新地方公会計に係る統一的な基準への対応方針（以下「対応方針」という。）」を策定し、平成 28 年度には「統一的な基準による財務書類等の活用方針」を内規として定めました。

厳しい財政状況を迎えている本市において、財務書類等を行財政運営の分析・検証ツールとして積極的に活用し、各種の取組を進め、持続可能な財政運営を図ります。

ア 活用のねらい

a 「行財政運営の分析・検証ツール」としての活用

各課が財務書類等から得た財務情報を「行財政運営の分析・検証ツール」として活用することで行政内部のマネジメント機能を強化し、厳しい財政状況の中、戦略的な組織による効果的な施策の実現を目指します。

b 「行財政運営の見える化」の推進

従来から行われている地方公共団体の会計では見えにくかったコスト（行政活動にかかった費用）情報やストック（行政活動により形成した資産や負債）情報を補完し、「行財政運営の見える化」を図ることで、市民や議会等に対する説明責任を果たします。

イ 具体的な活用策

a 行政評価を核とした行財政マネジメントサイクルの確立

事業や組織などを単位としたセグメント別財務書類から得られる財務情報をベースに、事業等の課題、成果及び財務の分析を加えた「行政評価シート」を作成し、事業や組織の効率性や有効性の分析・検証を進め、行政経営上の課題を明らかにし、結果を総合計画や予算に反映させ、PDCAサイクル（PLAN（計画・予算）→ DO（執行）→ CHECK（評価）→ ACTION（見直し））を確立していきます。

(4) 公共施設等総合管理計画第1期実施計画の推進

持続可能な財政運営を図るため、公共施設等総合管理計画第1期実施計画について、庁内委員会を定期的開催し、全庁的な体制で取り組んでいきます。

また、公共施設マネジメント担当課と施設所管課とが相互に連携しながら、情報の一元管理を行い、実施計画を推進していきます。

ア 施設保有の最適化

今後の財政状況や人口規模などに見合った適切な施設保有量の実現のため、老朽化した施設などの縮減を検討するとともに、施設の複合化や多機能化を検討し、維持管理・運営コストの削減だけでなく、余剰スペースの有効活用や複数サービスの提供による利便性の向上、多世代交流の創出等の相乗効果を図ります。

イ 長寿命化の推進

公共施設の維持管理について、これまでの「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点をもって計画的な改修・修繕を行う「予防保全」の考えを取り入れ、維持管理の更なる効率化を図るとともに、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

ウ 維持管理に関する方策

指定管理者制度の導入や民営化、各施設において行っている点検等の維持管理の包括的な管理業務委託の導入を検討するなど、より一層業務の効率化や管理の適正化に努めます。

エ 施設性能要求への対応

人口構造や社会情勢の変化により、市民ニーズが多様化していることから、施設機能の必要性や今後のあり方について、分析・検討を行います。

また、公共施設等の改修や更新等を行う際には、災害対策の強化、施設の安全性の確保、省エネルギー化及びユニバーサルデザイン化を推進し、管理運営の効率化や利用者の利便性の向上を図ります。

オ 広域連携の推進

必要なサービス・機能を維持するという自治体共通の課題に対応するため、市域を超え、国・県・近隣市町村との相互連携を図ります。

また、不足する施設を近隣の自治体間で相互利用し、インフラを共同で整備・運営するなど、相互間での負担の軽減や利便性の向上を図ります。

（参考）財政用語の解説

自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、国県支出金相当額を除いた繰越金と諸収入が該当します。

地方財政の自主性を高めるには、調達においても使途決定においても、自由に使うことができる自主財源の確保が必要です。

依存財源

国、県の意思で定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のことで、地方交付税、国・県支出金、地方譲与税が該当します。また、資金調達のために国や金融機関等から調達する地方債も該当します。

依存財源のうち地方譲与税と地方交付税は、国から配分されていますが、その本質は地方の固有財源であると考え、地方譲与税と地方交付税を自主財源に含めて捉える場合もあります。

一般財源

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことで、地方税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたります。

特定財源

財源の費途が特定されている財源のことで、国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金などがこれにあたります。

地方税

地方公共団体が課税権の主体である税で、地方税法、各地方公共団体の条例により徴収されます。市町村民税、固定資産税などがこれにあたります。市であれば、市税といいます。

国庫（県）支出金

特定の事業等を行うために国（県）から交付される負担金、補助金、交付金、委託金等のことをいいます。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、各地方公共団体が一定の水準の行政を行うのに必要な財源を保障する制度で、国税として国が地方に代わって徴収し、それを一定の合理的な基準によって再配分するものです。

地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%（平成27年度から）、消費税の19.5%（令和2年度から）、地方法人税の全額（平成26年度から）（地方交付税法第6条）とされており、普通交付税（総額の94%）と特別交付税（総額の6%）で構成されています。

普通交付税額は、一定の合理的な基準により算定した基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額として交付されます。このため、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合は交付されません。このような地方公共団体を「不交付団体」といいます。

また、特別交付税は、基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があることや、災害等のために特別の財政需要があること等を考慮して決定されます。

基準財政収入額

各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方公共団体について地方交付税法第 14 条の規定により算定した額です。具体的には、地方公共団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額のことをいいます。

基準財政需要額

各地方公共団体が合理的水準で行政事務を遂行するために必要な経費を毎年度推計したものです。基準財政収入額とともに普通地方交付税の算定に用いられます。

地方債

資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいい、実施主体が市の場合、市債といいます。また、地方債を起こすことを起債といいます。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の収入をもって賄うことが原則とされていますが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合や、公共施設の建設のように将来の住民にも経費を分担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には地方債を経費の財源とすることができます。

合併特例事業債

平成の大合併による新市町村建設計画の事業費として特例的に発行できる地方債です。事業費の 95 パーセントに充当でき、元利償還金の 70 パーセントが普通交付税の基準財政需要額に算入される、財源的には有利な地方債です。発行期限は合併から 15 年（東日本大震災の被災地は合併から 20 年）までとなっていたが、計画期間が 5 年延長となり、本市の場合は令和 7 年度までとなっています。

臨時財政対策債

国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らが地方債を発行させる制度です。形式的には、その地方公共団体が地方債を発行する形式を採りますが、償還に要する費用は後年度の基準財政需要額に算入されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみて差し支えありません。

目的別分類

地方公共団体の経費を、その行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費等に分類することで、予算及び決算における款、項の区分を基準としています。

性質別分類

地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、繰出金などに分類することをいいます。

義務的経費

人件費（職員の給与など）、扶助費（各種福祉施策の給付など）、公債費（市債の返済）のように、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費をいいます。歳出に占めるこれらの経費の割合が高くなれば、それだけ財政が硬直化している（ゆとりがない）ことを示します。

任意的経費

義務的経費以外の一切の経費であって、自由に削減可能な経費をいいます。

人件費

議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給与や退職金等に要する経費のことです。

扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費と、地方公共自治体が単独で行っている各種扶助に係る経費のことをいいます。扶助費は社会保障給付費に含まれるものです。

公債費

地方債の元利償還金及び一時借入金利子と市町村が都道府県から借り入れた借入金の返還金及びその利子の合算額です。

普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的な経費をいいます。

物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称をいいます。

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いたもので、単純な収支を見るための指標です。

【計算式】 形式収支＝歳入－歳出

実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもので、純粋な収支を見るための指標です。

【計算式】 実質収支＝（歳入－歳出）－翌年度へ繰り越すべき財源

単年度収支

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。

前年度の実質収支は、赤字にせよ黒字にせよ繰越金として当該年度の歳入に引き継がれているため、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた金額が当該年度だけの純粋な収支となります。

単年度収支が黒字であるということは、前年度の実質収支が黒字だった場合には、当該年度に新たな余剰を生じたことを意味し、前年度の実質収支が赤字だった場合には、その赤字を解消したことになります。

【計算式】 単年度収支＝当該年度実質収支－前年度実質収支

実質単年度収支

単年度収支の中には実質的な黒字要素や赤字要素も含まれています。これらを控除した単年度収支を実質単年度収支といいます。

例えば、財政調整基金への積み立てや、後年度の債務を繰り上げて償還した地方債繰上償還金は実質的な黒字要素であり、当該年度にこのような措置をとらなかったならば実質収支は黒字額が増加したはずであり、当該年度の歳入に繰入金として計上されている過去の積立金の取り崩し額は、実質的な赤字要素であり、当該年度にこのような措置をとらなかったならば実質収支は黒字が減少するか赤字額が増加したはずです。このように黒字、赤字の要素が歳入歳出面で措置されなかった場合には、単年度収支がどうなったかをみるのが実質単年度収支です。

【計算式】 実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額

標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すもので、普通交付税の算定上用いられます。

【計算式】 標準財政規模＝（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×（100／75）＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税

経常収支比率

財政の弾力性を見るための指標で、これが低いほど、財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

経常一般財源（用途を制限されない経常的な収入：地方税、普通交付税等の毎年収入される性質の収入）に対する経常的な支出（毎年経常的に支出される性質の支出：人件費、公債費、扶助費等）の割合で求めます。

【計算式】 経常収支比率＝経常的な支出に充当された一般財源の額／経常一般財源×100

公債費負担比率

公債費と一般財源の関係を見るための指標で、この指標が上昇することは、一般財源の伸びを上回って公債費が増加していることを示します。

公債費に充当された一般財源の額が、一般財源総額に占める割合で求めます。

【計算式】 公債費負担比率＝公債費に充当された一般財源／一般財源総額×100

健全化判断比率

財政状況を統一的な手法で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標で構成されます。

実質公債費比率

毎年度の支出全体に占める公債費の額の割合から、地方債の発行（借入金）の状況判断するためのものです。この比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいることになります。

実質公債費比率が25%以上となった場合は、「早期健全化基準」に該当します。また、35%以上となった場合は、「財政再生基準」に該当します。

【計算式】 実質公債費比率＝〔地方債の元利償還金に充てられた一般財源（繰上償還分除く）－償還費で基準財政需要額に算入された額〕／〔標準財政規模－償還費で基準財政需要額に算入された額〕×100

将来負担比率

地方公共団体が抱えている地方債等の負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高いほど、将来的に公債費の増加等によって収支の悪化が起こる可能性が高いことになります。

将来負担比率が350%以上となった場合は、「早期健全化基準」に該当します。

【計算式】 将来負担比率＝〔（前年度末地方債現在高＋債務負担行為に基づく支出予定額＋一般会計以外の会計の地方債の償還に充てる一般会計からの繰出金＋広域組合等の地方債の償還に充てる負担金＋退職手当支給予定額＋連結実質赤字額等）－（充当可能基金残高＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）〕／〔標準財政規模－償還費で基準財政需要額に算入された額〕×100

早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかの数値がこの基準以上である場合には、当該健全化比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の早期健全化のための計画（財政健全化計画）を策定し、議会の議決を経て公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。

財政再生基準

健全化判断比率のいずれかの数値がこの基準以上である場合には、当該健全化比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の再生のための計画（財政再生計画）を策定し、「財政健全化計画」と同様の手続を経て総務大臣に報告しなければなりません。

「財政再生計画」が総務大臣の同意を得ていないときは、原則として市債の発行はできません。

財政の早期健全化

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいいます。

財政力指数

財政力を見るための指標で、この指標が1に近い、また、1より大きいほど自主財源（地方公共団体が自ら調達できる財源）の割合が高く、財源に余裕があるといえます。なお、1よりも大きいと普通交付税の交付を受けない不交付団体となります。

【計算式】 財政力指数＝(基準財政収入額／基準財政需要額)の過去3か年平均値

地方公会計の推進

地方公共団体の財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、「発生主義・複式簿記の導入」、「固定資産台帳の整備」及び「比較可能性の確保」を促進するものです。平成27年1月に総務大臣より平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体で統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用するよう要請されました。統一的な基準による財務書類等によって、発生主義による正確な行政コストや資産・負債の総体の一覽的把握が可能となります。また、市民や議会、外部に対する財務情報を分かりやすく開示し、説明責任の履行を果たすとともに、財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として有効活用を図ることが可能となります。

複式簿記

複式簿記とは、現金の収受、債権の発生・回収、債務の発生・支払、役務の提供や納品等の事業活動から生じる様々な取引を二面的にとらえて、「原因」と「結果」という2つの側面から記帳し、計算する簿記の方式をいいます。また、この2つの側面を「借方（左側）」と「貸方（右側）」に区分けし、勘定科目と金額を記帳することを「仕訳」といいます。

発生主義会計

地方公会計では、現金の収入や支出があった時点ではなく、資産価値の減少や、役務の提供、納品等の経済的事実が発生した時点で費用や収益を計上します。この考え方を発生主義会計といいます。また、発生主義会計を採り入れることで、現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握が可能となります。

固定資産台帳

固定資産台帳とは、すべての固定資産について、その取得（購入や寄附など）から除売却処分（取壊しや売却など）に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、取得価額（資産の取得に要した価格）、耐用年数（償却資産が利用に耐えうる年数）等のデータを網羅的に記載したものです。固定資産は、1年限りで使い切る費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に

利用されることから、会計上の価額管理を行う必要があります。統一的な基準による財務書類上では、その現在高は貸借対照表に、その期中の増減は純資産変動計算書に表示されます。

貸借対照表（ＢＳ：Balance Sheet）

バランスシートとも呼ばれ、「ＢＳ」と省略して表記することがあります。決算日（３月３１日現在）に、その地方公共団体に「どれだけの資産と負債があるのか」を示す書類です。借方（左側）に「資産」、貸方（右側）に「負債」を並べて表現します。通常、資産と負債の差額が生じますが、その部分は「純資産」と呼ばれます。また、貸借対照表の借方（左側）と貸方（右側）の合計は必ず一致（バランス）します。

行政コスト計算書（ＰＬ：Profit and Loss statement）

民間企業の会計では、「損益計算書」に該当するもので、「ＰＬ」と省略して表記することがあります。貸借対照表がある一時点（決算日：３月３１日現在）に「資産がどれくらいあるか」という残高を表示する財務書類であるのに対して、行政コスト計算書は１年間（決算の期間である４月１日から翌年の３月３１日まで）で「費用や収益がどれだけあったか」を集約して表示する財務書類です。行政コスト計算書では、コスト（費用）だけでなく、「収益」も併せて計算します。地方公共団体における収益とは、行政サービスの利用に応じて、利用者の方に応分の負担をしていただく手数料や使用料などをいいます。コスト（費用）と収益の差分が、行政コスト計算書の収支尻（差額）ということになります。これがマイナスになれば、「純行政コスト（行政が純粋に負担した経費）」としてその分だけ純資産を減らすことになります。

純資産変動計算書（ＮＷ：Net Worth statement）

貸借対照表の中にある純資産の部が、１年間の行政活動のうち「どのような要因によって変動したのか」を表す計算書です。「ＮＷ」と省略して表記することがあります。純資産を変動させる要因としては、純行政コストがあります。営利目的ではない行政活動の結果、行政コストの収支尻（差額）は大きなマイナスとなりますので、その分純資産が減ることになります。他方、純資産を増やす大きな要因としては、財源の受入れがあります。市税や地方交付税、国や県から入ってくる補助金などが主なものです。その他、持っている資産の評価が増減した場合にも、この計算書の中で表示します。

資金収支計算書（ＣＦ：Cash Flow statement）

民間の会計では、「キャッシュ・フロー計算書」と呼ばれるものに該当します。１年間の行政活動の結果として生じた「現金預金の動き」を表示する計算書です。「ＣＦ」と省略して表記することがあります。従来から行われている地方公共団体の会計と同様に資金の動きだけを表します。資金収支計算書では、行政活動による現金預金の動きが、「業務活動収支」、「投資活動収支」及び「財務活動収支」という３つの区分で表されます。

基礎的財政収支（プライマリーバランス）

財務書類のうち、資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息支出を除く。）と投

資活動収支の合算額により算出します。これは、市債等の元利償還額を除いた歳出と、市債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する市債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。プライマリーバランスがプラスであれば、地方債の発行等に過度に依存せず、その年度に必要な支出が賄えている状態であるといえます。逆にマイナスであれば、地方債の発行等に過度に依存しないと支出が賄えない状態であるといえます。

なお、基礎的財政収支については、国の財政健全化目標にも用いられていますが、地方の場合は建設公債主義等がより厳密に適用されており、自己判断で赤字公債に依存することができないため、国と地方で基礎的財政収支を一概に比較すべきでないことにも留意する必要があります。